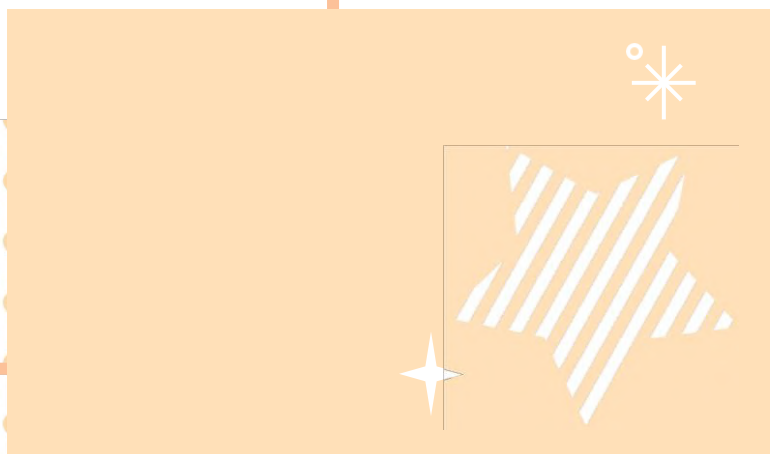
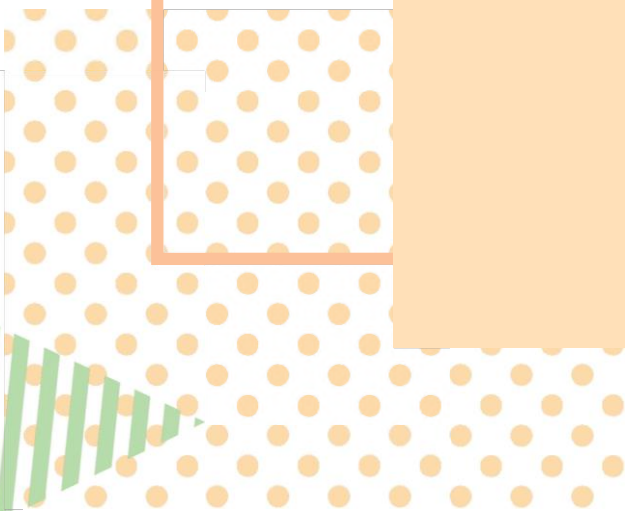
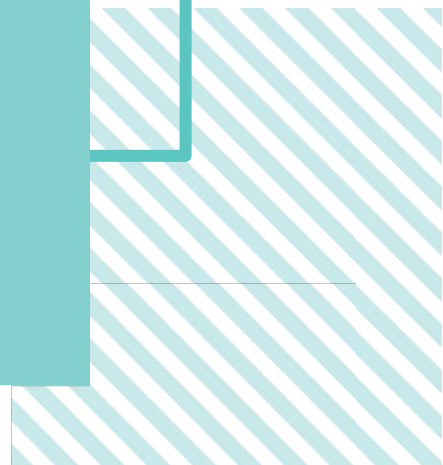


第6次下松市男女共同参画プラン

ブライト21プラン



令和6(2024)年3月
下松市



はじめに

人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化など、社会情勢が変化する中で、すべての人が互いにその人権を尊重し、性別等にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、活力ある持続可能な地域づくりを進めるうえで、ますます重要性を増しています。

本市でも、これまで5次にわたり「下松市男女共同参画プラン～ブライト 21 プラン～」を策定し、男女共同参画の推進のため、総合的に施策に取り組んでまいりました。

しかし、固定的な性別役割分担意識の変化等、改善もみられる一方で、男女の不平等感の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、ワーク・ライフ・バランスの推進、配偶者等からの暴力の防止など、引き続き取り組むべき課題が残されているほか、女性の転出超過や人口減少への対応など、新たな課題も顕在化しています。

こうした状況の中、このたび、社会経済情勢の変化や、国・県の基本計画改定等も踏まえ、「第6次下松市男女共同参画プラン～ブライト 21 プラン～」を策定し、性別等にかかわらず、一人一人が希望をかなえ活躍できる、多様性と活力のある暮らしやすい地域社会の実現を目指し、より一層、男女共同参画の推進に取り組むこととしました。

本プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」を含み、このたびからは新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「市町村基本計画」としても位置付けています。

今後も、市民、関係機関・団体、事業者の皆様方と連携して、全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、下松市男女共同参画推進審議会の委員の皆様、男女共同参画に関する意識調査に御協力くださいました皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました皆様方に心から感謝申し上げます。

令和6(2024)年3月

下松市長

國井益雄



目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨 -----	1
2 計画の位置付け -----	1
3 計画の期間 -----	2
4 計画の策定体制 -----	2

第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢等の変化 -----	3
(1)人口と世帯の推移 -----	3
(2)少子高齢化の進行 -----	5
(3)15歳～49歳女性人口の推移 -----	6
(4)コロナ下の女性への影響 -----	7
(5)就労の状況 -----	9
(6)下松市男女共同参画に関する意識調査の結果 -----	10
2 国・県・市の主な動き -----	12
(1)国の動き -----	12
(2)県の動き -----	15
(3)市の動き -----	16
3 第5次下松市男女共同参画プラン 成果指標の動向 -----	18

第3章 基本的な考え方

1 計画の目指すもの -----	21
2 計画の構成 -----	22
3 計画の体系 -----	23

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり -----	24
重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ---	25
重点項目2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 -----	30
重点項目3 地域における男女共同参画の推進 -----	38
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 -----	43
重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の醸成 -----	44
重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 -----	52

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり-----	57
重点項目6 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶 -----	58
重点項目7 みんなが安心して暮らせる社会づくり -----	68
重点項目8 生涯を通じた男女の健康の支援 -----	71
重点項目9 男女共同参画の視点に立った地域防災 -----	74

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備 -----	76
2 下松市男女共同参画推進審議会 -----	76
3 国・県等との連携、市民や事業者等との協働 -----	76
4 指標一覧 -----	77
5 具体的施策所管課一覧 -----	80

資料編

関係法令等 -----	83
-------------	----

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、「下松市男女共同参画プラン～ブライト21プラン～」(平成11(1999)年3月策定、平成16(2004)年3月、平成21(2009)年8月、平成26(2014)年3月、平成31(2019)年3月改定)に基づき、男女共同参画社会の実現に向け幅広い分野にわたる施策の推進に、関係機関・団体、事業者と取り組んできました。

第4次プラン(平成26(2014)年策定)からは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)の市町村基本計画、第5次プラン(平成31(2019)年策定)からは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の「市町村推進計画」にも位置付け、これらの施策も積極的に推進しています。

これまでの取組により、固定的な性別役割分担意識等は少しずつ改善の傾向がみられるものの、男女の地位については多くの分野で不平等感が強く、また、社会における意思決定の場への女性の参画はいまだ低い状況にあるなど、解決すべき課題も多く存在していることがうかがえます。

また、人口減少・少子高齢化の進行、家族形態の変化、新型コロナウイルス感染症による影響、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)成立など、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢や環境等の変化が生じていることから、今回「第6次下松市男女共同参画プラン～ブライト21プラン～」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、「困難女性支援法」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を含みます。

国・県の基本計画を踏まえ、「第5次下松市男女共同参画プラン」の取組を引き継ぎ、上位計画である「下松市総合計画」や関連計画との整合性を図り策定します。

3 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間とします。ただし、計画期間中に生じる社会経済情勢の変化や各施策の進捗状況によって、必要に応じて見直しを行います。

	平成31 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度
国			令和3年度～令和7年度 第5次男女共同参画基本計画							
山口県			令和3年度～令和7年度 第5次山口県男女共同参画基本計画							
下松市	平成31年度～令和5年度 第5次下松市男女共同参画プラン				令和6年度～令和9年度 第6次下松市男女共同参画プラン					

4 計画の策定体制

(1) 下松市男女共同参画に関する意識調査

本プラン策定に先立ち、市民の男女共同参画に関する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労等に関する意識・実態等を把握し、今後の施策を検討するための基礎資料として市民意識調査、事業所調査を行いました。

【市民調査】

調査対象:市内在住の18歳以上の男女から無作為抽出した1,000人

調査方法:郵送法・無記名方式

調査期間:令和4(2022)年11月24日～12月14日

有効回収数:428票 回収率 42.8%

【事業所調査】

調査対象:下松市内に住所を有する事業所 150事業所

調査方法:郵送法・無記名方式

調査期間:令和4(2022)年12月6日～12月26日

有効回収数:69票 回収率 46.0%

(2)本プランの策定にあたっては、各団体の代表や民間事業所及び経済団体に所属する委員等で構成する「下松市男女共同参画推進審議会」において、必要な事項に関する審議を行いました。

第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢等の変化

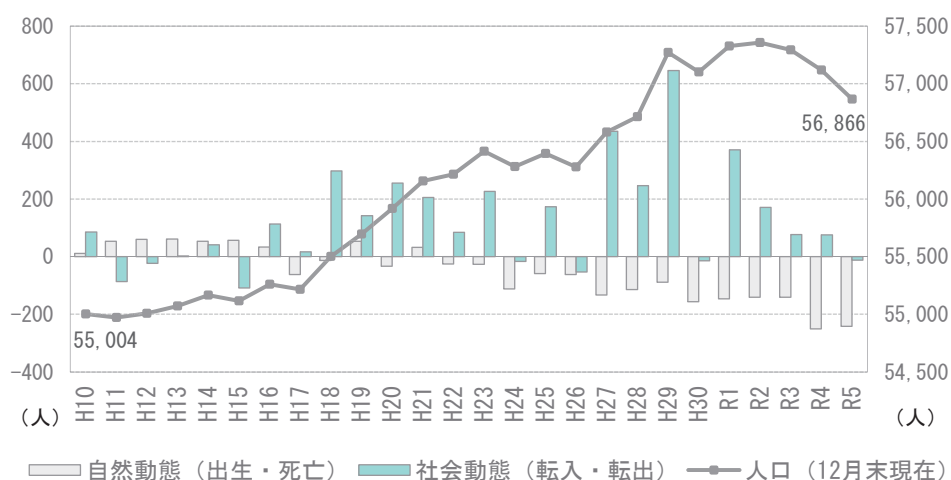
(1)人口と世帯の推移

これまで、本市の人口は、全国の自治体の人口が減少し始めた平成20(2008)年以降も増加し続けていました。

しかし、令和4(2022)年に入り、団塊の世代の高齢化とともに死亡者数が増加し、出生数がほぼ横ばい・減少の中で自然減の減少幅が大きくなりました。さらに、令和4(2022)年12月からは社会動態も大きく減少し、これまで自然減を社会増で補っていた構図が崩れ、令和5(2023)年3月には57,000人を割る状況となっています。

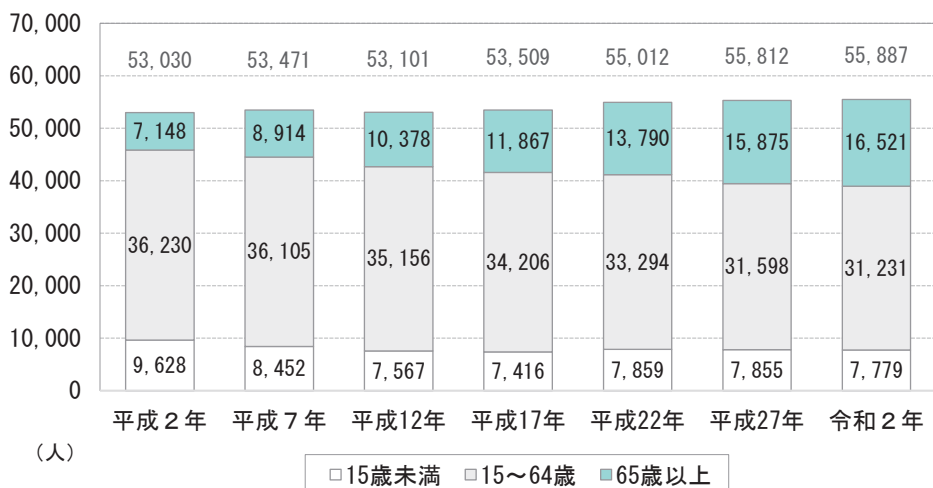
また、1世帯あたりの平均人員は減少傾向で、単独世帯が増加するなど家族形態が変化しており、総世帯数は増加しています。

人口・人口動態の推移



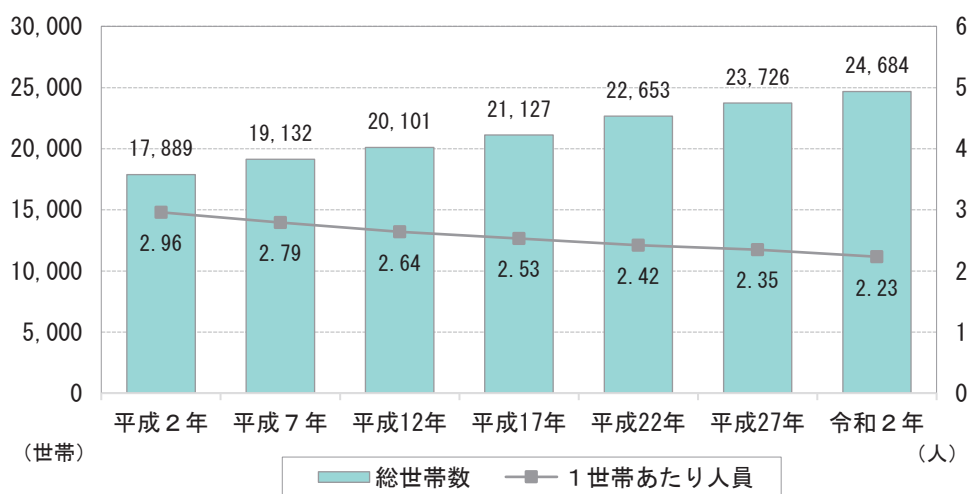
資料：下松市住民基本台帳

年齢3区分別人口の推移



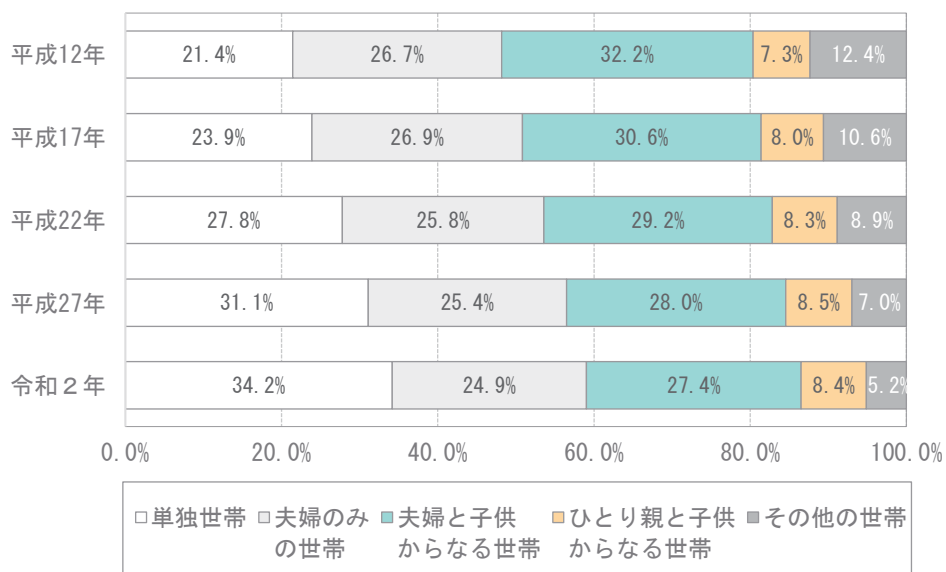
資料：国勢調査

世帯数と世帯人員の推移



資料:国勢調査

一般世帯の家族類型別割合の推移



資料:国勢調査

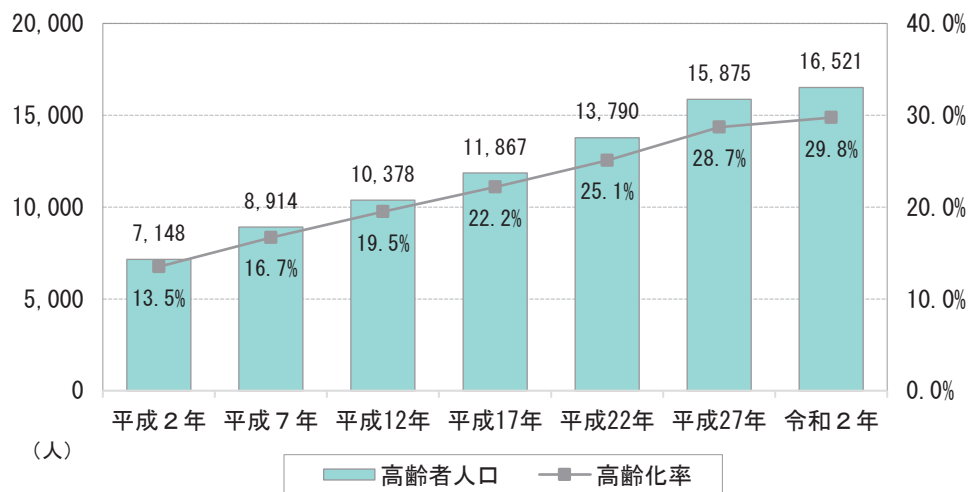
(2) 少子高齢化の進行

本市の65歳以上の高齢人口は引き続き増加傾向を示しており、平成27(2015)年の15,875人(高齢化率:28.7%)から令和2(2020)年は16,521人(29.8%)となり、更に高齢化が進んでいます。

反面0歳～14歳の年少人口は、近年の人口流入により、少子化の進行がやや抑制されていますが、平成2(1990)年以降減少傾向にあり、今後一層少子高齢化が進行すると予測されています。

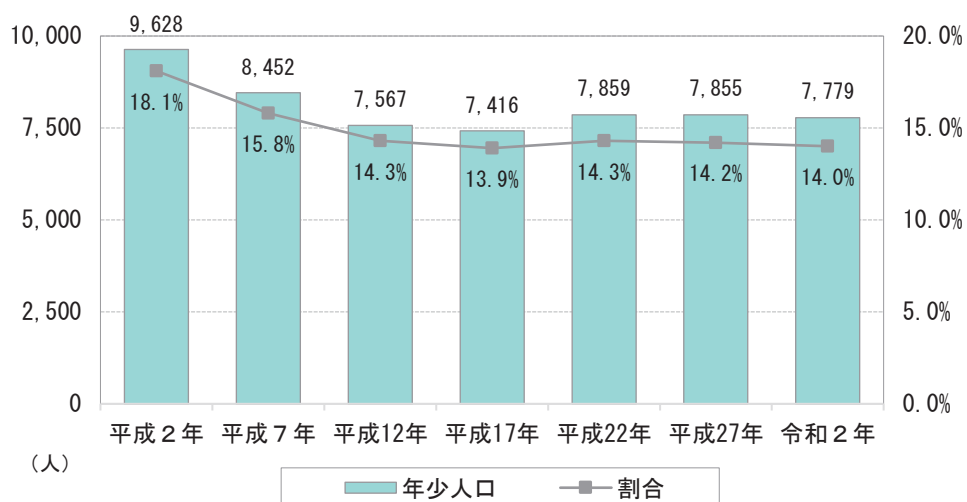
合計特殊出生率は回復傾向にありますが、出生数はやや減少しています。

高齢者人口(65歳以上)・高齢化率の推移



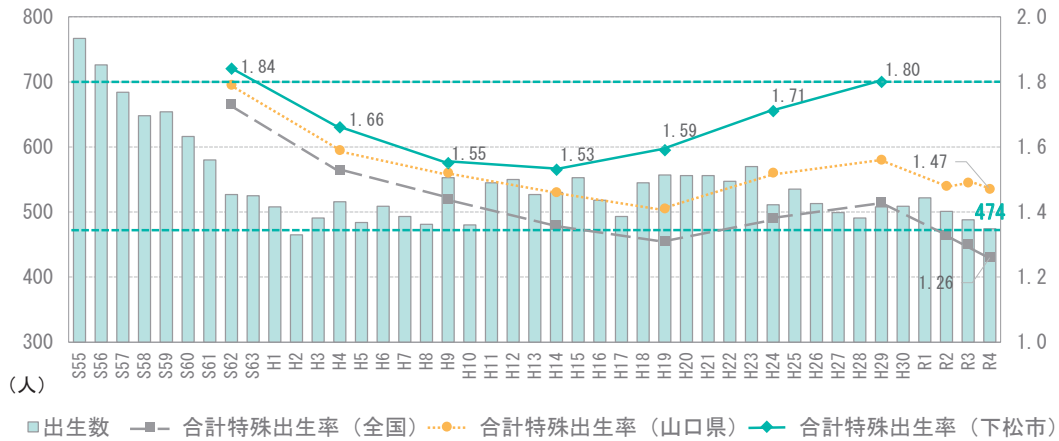
資料: 国勢調査

年少人口(0～14歳)・割合の推移



資料: 国勢調査

出生数・合計特殊出生率の推移

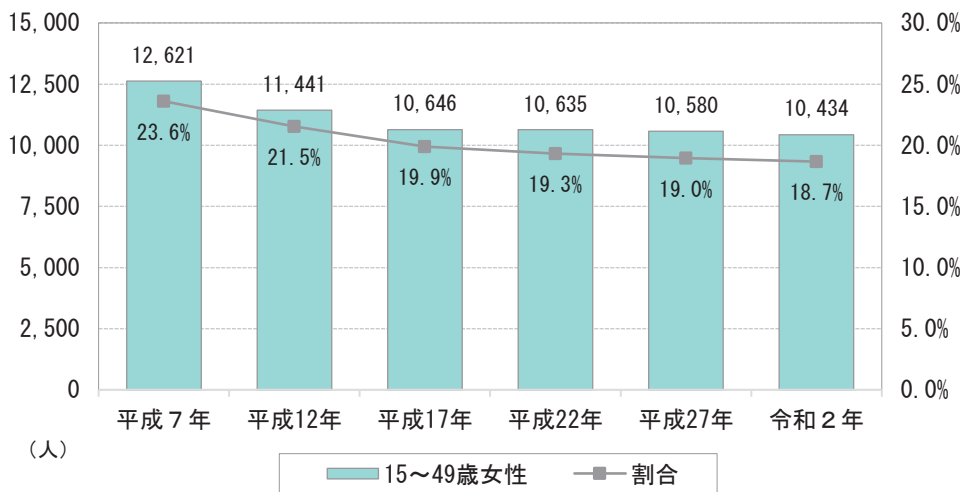


資料:統計くだまつ、人口動態保健所・市区町村別統計

(3)15歳～49歳女性人口の推移

本市の15～49歳の女性の人口は減少傾向にあり、令和2(2022)年には10,434人(18.7%)となっています。

15歳～49歳女性人口・割合の推移



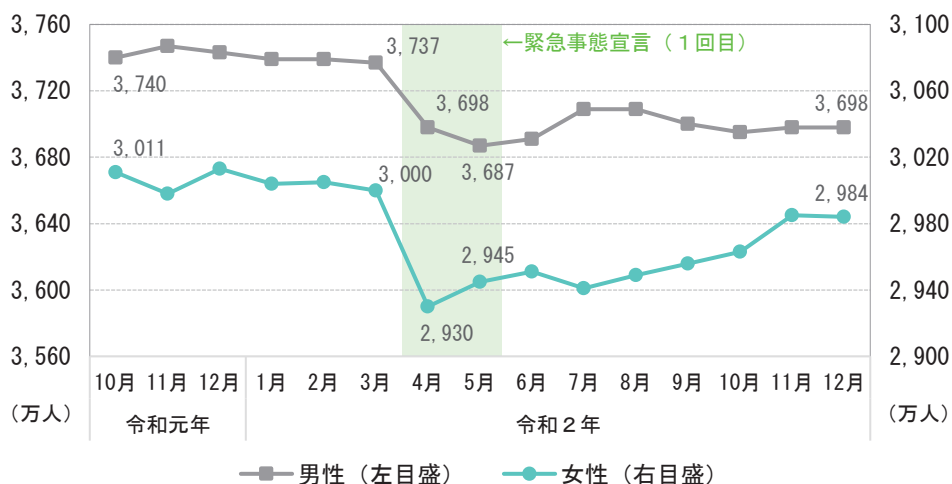
資料:国勢調査

(4) コロナ下の女性への影響

令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしました。外出自粛や休業などによる生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力が全国的に増加・深刻化しました。また、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業などへの影響が大きく、女性の雇用や所得に特に影響が強く現れ、経済的困難に陥るひとり親家庭も増加したと言われています。さらに、女性のうち、特に若年女性や女子高校生の自殺が増加したほか、子育てや介護などの負担増加も生じました。こうした状況を踏まえ、平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要があります。

一方、これを契機として、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化していくことが考えられます。職種や業種によっては困難な場合がありますが、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態の推進に今後も取り組んでいく必要があります。

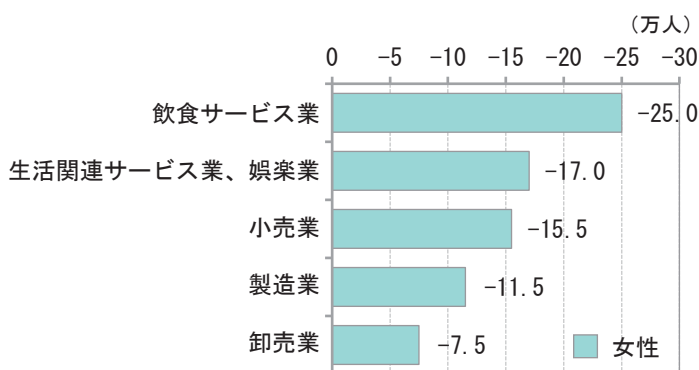
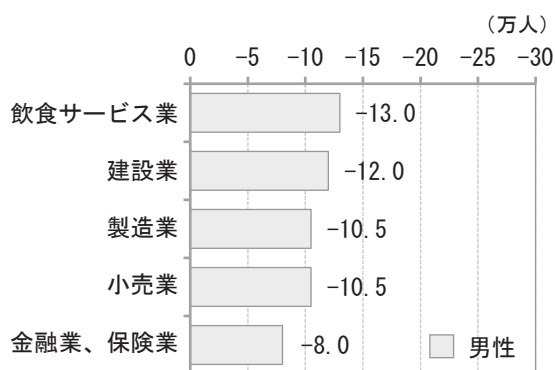
就業者数の推移(全国)



資料:労働力調査 ※季節調整値

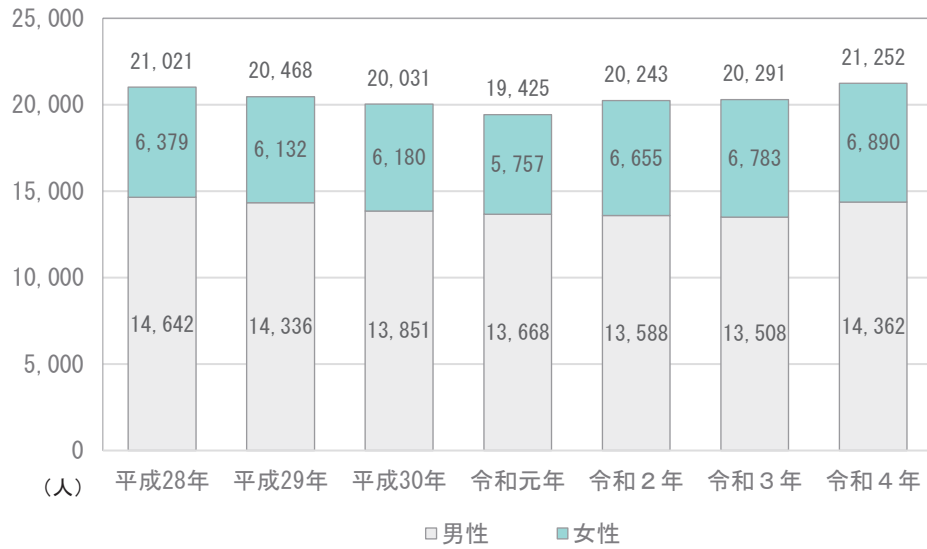
緊急事態宣言中の産業別就業者数の前年同月差(全国)

<令和2(2020)年4~5月の同年同月差の一月当たり平均(減少幅の大きい産業 上位5項目)>



資料:労働力調査 ※原数値

自殺者数の推移(全国)



資料:人口動態統計

感染拡大前と拡大後の自殺者数の比較(全国)

性別	年齢	同居人	感染拡大前5年平均		令和2年		増減数		増減率	
			有職	無職	有職	無職	有職	無職	有職	無職
女性	～19歳	あり	13	162	19	266	6	104	46.2%	64.6%
		なし	4	11	10	13	6	2	150.0%	14.0%
	20～29歳	あり	152	258	248	292	96	34	62.9%	13.2%
		なし	97	93	161	123	64	30	66.7%	31.7%
	30～39歳	あり	190	369	224	346	34	-23	17.9%	-6.3%
		なし	69	80	100	82	31	2	45.3%	2.0%
	40～49歳	あり	246	542	311	569	65	27	26.6%	4.9%
		なし	66	138	81	124	15	-14	22.4%	-10.1%
	50～59歳	あり	213	569	267	580	54	11	25.4%	1.9%
		なし	56	157	63	136	7	-21	13.3%	-13.6%
	60～69歳	あり	106	675	112	590	6	-85	6.1%	-12.6%
		なし	33	223	32	189	-1	-34	-3.6%	-15.4%
	70～79歳	あり	46	719	47	697	1	-22	2.6%	-3.1%
		なし	15	325	20	347	5	22	31.6%	6.8%
	80歳～	あり	12	608	9	529	-3	-79	-26.2%	-13.1%
		なし	3	325	2	358	-1	33	-37.5%	10.2%
全年代	あり	977	3,903	1,237	3,869	260	-34	26.6%	-0.9%	
	なし	343	1,354	469	1,372	126	18	36.8%	1.3%	
総数			6,577		6,947		370		5.6%	

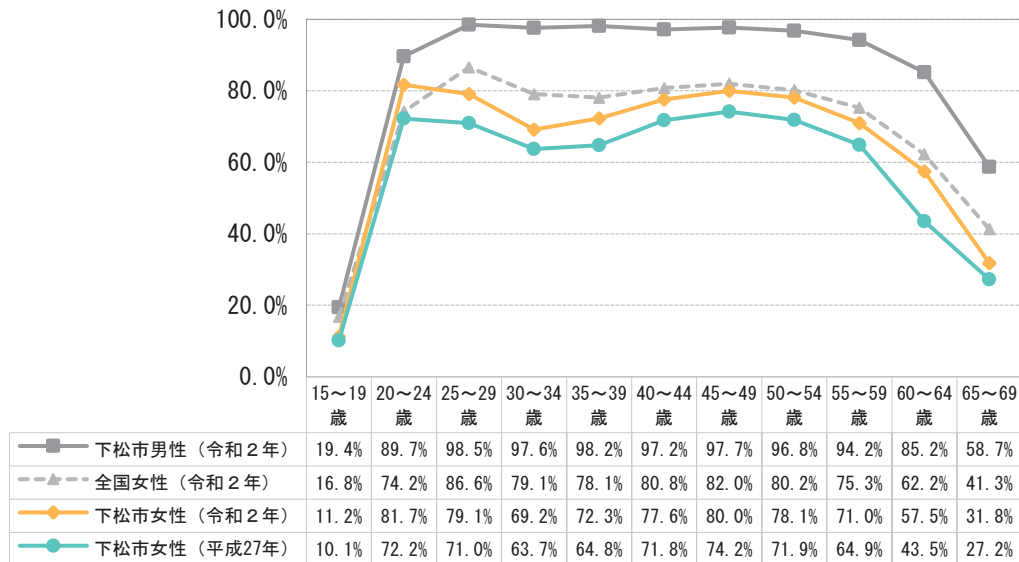
資料:令和4年版自殺対策白書

(5)就労の状況

本市の年齢階級別労働力率^{※1}をみると、女性は出産・育児期にあたる30歳代で低く、M字カーブ^{※2}を描いています。平成27(2015)年と令和2(2020)年の女性の労働力率を比較すると、女性全体では高くなっていますが、谷の部分にあたる30～34歳女性ではあまり変化がみられず、全国と比較してカーブの谷が深い傾向にあります。

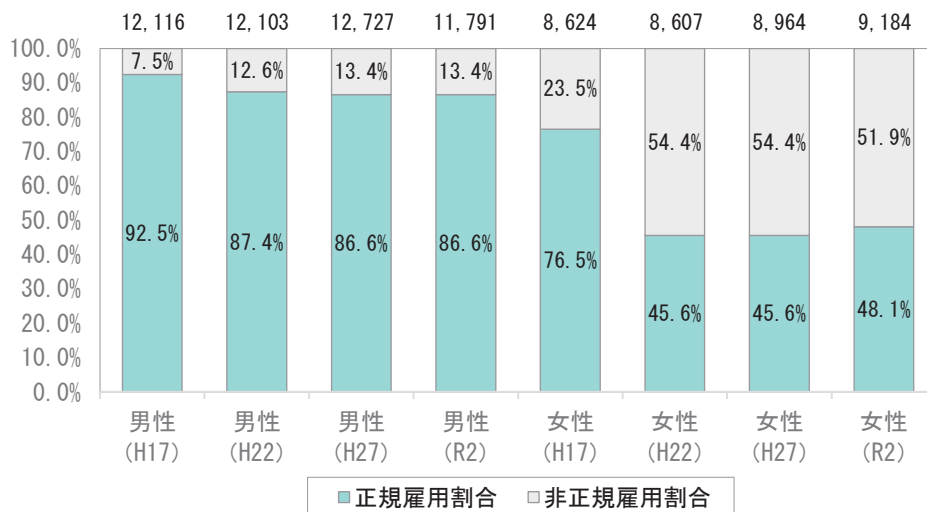
就業形態では、平成22(2010)年以降女性は非正規雇用が過半数を超える状況となっています。

年齢階級別労働力率



資料：国勢調査

男女別正規・非正規雇用の割合



資料：国勢調査

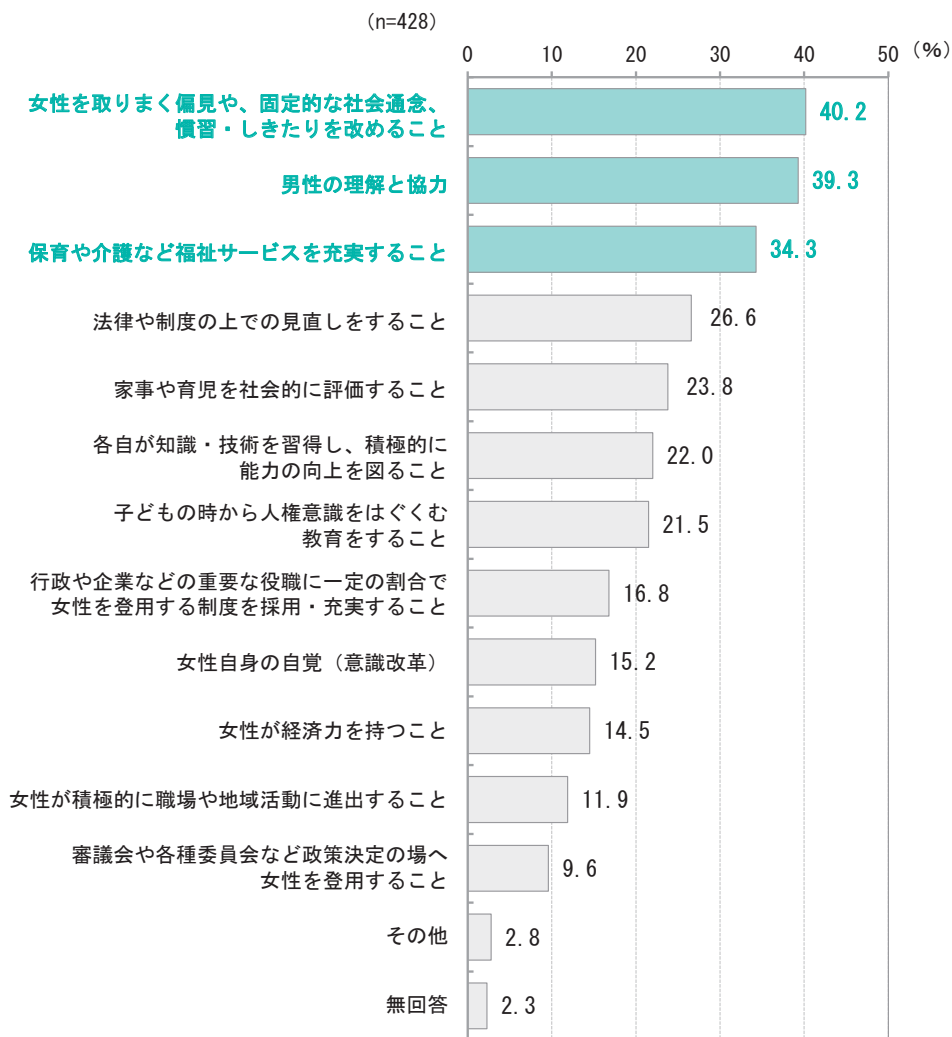
※1 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口(就業中及び求職中の人口)の割合。

※2 M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代と40歳代が山になるアルファベットのMのような形となること。結婚・出産で退職し、子育て後に再就職をする女性が多いことを表している。

(6)下松市男女共同参画に関する意識調査の結果

市民意識調査の結果では、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために必要なことについて、「女性を取りまく偏見や、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が40.2%と最も高く、次いで「男性の理解と協力」「保育や介護など福祉サービスを充実すること」などの順となっています。

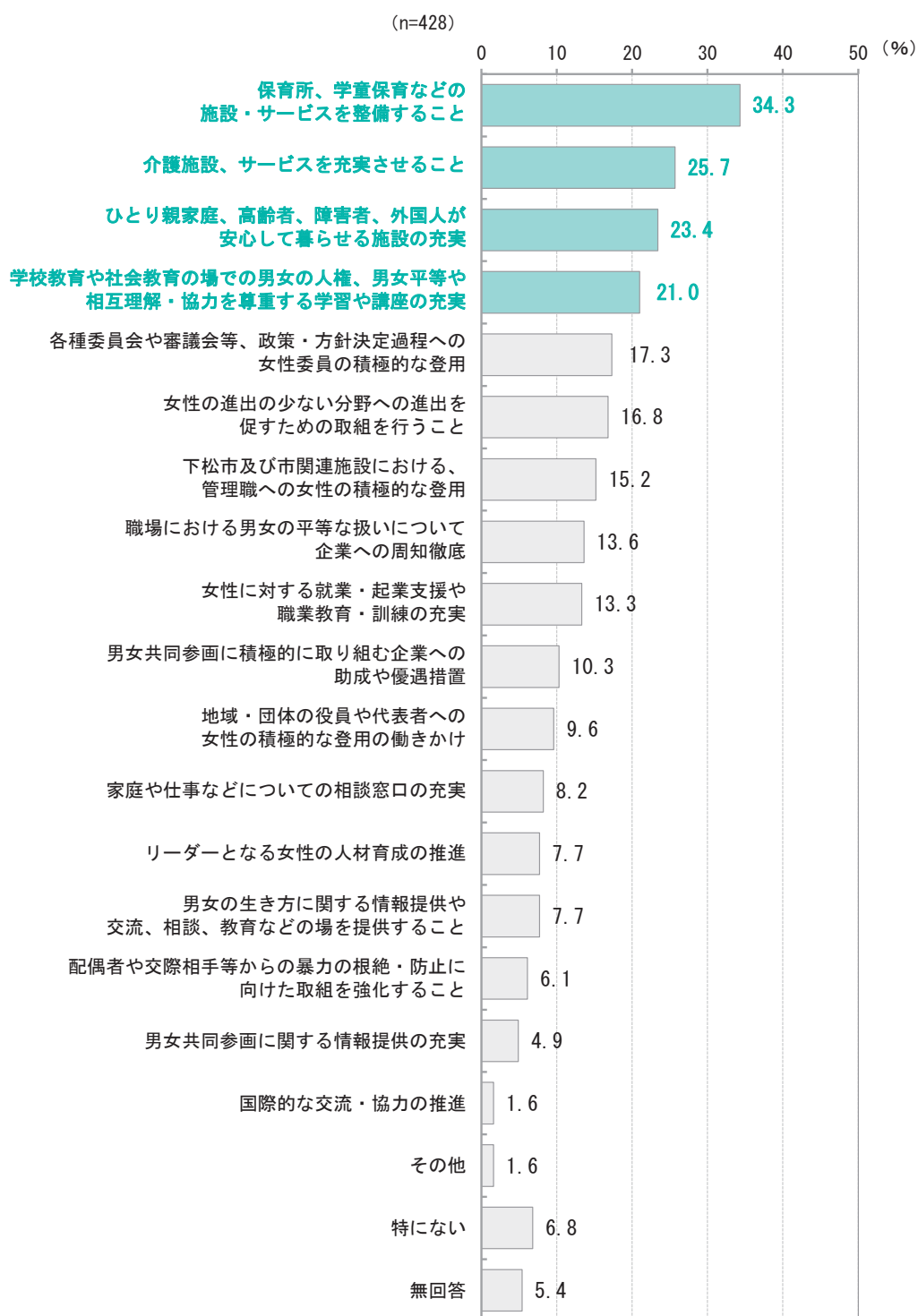
男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために必要なこと



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

男女共同参画社会を実現するために下松市に対して望むことについては、「保育所、学童保育などの施設・サービスを整備すること」が 34.3%と最も高く、次いで「介護施設、サービスを充実させること」(25.7%)、「ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる施設の充実」(23.4%)、「学校教育や社会教育の場での男女の人権、男女平等や相互理解・協力を尊重する学習や講座の充実」(21.0%)などの順となっています。

男女共同参画社会を実現するために下松市に対して望むこと



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

2 国・県・市の主な動き

平成 31(2019)年3月の第5次下松市男女共同参画プラン策定以降、国・県・市において次のように男女共同参画に関する取組が推進されました。

(1)国の動き

①「女性活躍推進法」の改正

一般事業主行動計画の策定等の義務付けを常用労働者301人以上から101人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする女性活躍推進法等一部改正法が令和元(2019)年5月に成立し、令和2(2020)年4月から施行されました(一般事業主行動計画策定の対象企業の拡大については令和4(2022)年4月施行)。

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が令和3(2021)年6月に一部改正され、政党は候補者選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策等に自主的に取り組むよう努めるものとされました。国及び地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対応をはじめとする、環境整備等の施策の強化を図るものとしています。

③「働き方改革関連法」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限設定や5日以上有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成31(2019)年4月から施行されました(中小企業の時間外労働の上限設定は、令和2(2020)年4月施行)。

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和2(2020)年4月から施行されました(中小企業は、令和3(2021)年4月施行)。

④「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「労働施策総合推進法」の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けが定められた「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「労働施策総合推進法」が改正され、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和2(2020)年6月に一部施行されました。令和 4(2022)年 4 月には、中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置について義務化されています。

また、「育児・介護休業法」については、令和4(2022)年4月に企業側の環境整備や取得希望者への個別周知の義務化、10月に「産後パパ休暇」の開始など、男性の育児休業取得を大幅に推進する改正が行われました。

⑤「配偶者暴力防止法」の改正

DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者暴力防止法」が改正され、令和2(2020)年4月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。令和5(2023)年5月には、保護命令の対象を精神的被害に拡大することや、保護命令違反に対する罰則を強化することなどを盛り込んだ改正法が成立しました(令和6(2024)年4月施行)。

⑥「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和5(2023)年6月に成立し、7月から順次施行された改正刑法では、不同意性交等罪と不同意わいせつ罪として、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状況における性行為は犯罪であることが明記されました。また、13歳未満の子どもに加え、13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合にも処罰対象となりました。さらに、公訴時効期間の延長や、16歳未満の子どもに対する面会要求等の罪が新設されました。また、わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰する性的姿態撮影等処罰法も同時に成立しています。

令和5(2023)年3月には「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定し、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度の3年間を性犯罪・性暴力の「更なる集中強化期間」として位置付け、性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる決して許されない行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力根絶に向けた取組と被害者支援を強化するとしています。

⑦国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第4次男女共同参画基本計画」(平成27(2015)年12月策定)を改定した、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が令和2(2020)年12月25日に閣議決定されました。

そこでは、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

⑧「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」の決定

令和5(2023)年6月に「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023(女性版骨太の方針 2023)」が決定されました。第5次男女共同参画基本計画に示された具体的な取組について着実に実施するとして、以下の4項目を新たに取組む事項として掲げており、横断的な視点を持って速やかに取組を進めることとしています。

- 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて
- 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化
- 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- 女性の登用目標達成(第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)

⑨「困難女性支援法」の成立

従来、昭和 31(1956)年に制定された売春防止法を根拠として、女性を巡る課題に対応する婦人保護事業を実施していましたが、女性を巡る課題は生活困窮やDV、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等のように複雑化・多様化し、現行の法制度では限界であるとの提言がなされました。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によりこうした課題が顕在化していることを踏まえ、年齢、障害の有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し福祉の更なる推進を図るために、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)が令和4(2022)年5月に成立しました。

⑩「LGBT 理解増進法」の成立

令和5(2023)年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT 理解増進法)が公布・施行されました。多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、本法律において基本理念を定め、国や地方公共団体の役割や必要事項を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

(2) 県の動き

① 第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第1期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したより実践的な計画である「第2期『山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略』」が令和2(2020)年3月に策定されました。そこでは、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性が輝く地域社会の実現」が掲げられ、女性の活躍を促進することとされています。

また、令和3(2021)年3月には新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新たな地方創生の推進に向けて、国の第2期総合戦略の改訂や『『コロナの時代』』に対応するための施策推進方針、「やまぐちデジタル改革基本方針」に基づく施策等を反映するための改訂が行われています。

② 「山口県男女共同参画基本計画」の改定

国の「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ、「第4次山口県男女共同参画基本計画」(平成28(2016)年策定)を改定した、「第5次山口県男女共同参画基本計画」が令和3(2021)年3月に策定されています。

そこでは、以下の3つの基本目標を掲げ、男女共同参画の実現に向けた取組を推進していくこととされています。

- 男女が共に活躍できる地域社会づくり
- 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

③ 「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正等を踏まえて、「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画」(平成28(2016)年策定)を改定した、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が令和3(2021)年3月に策定され、DV対応と児童虐待対応との連携などが強化されています。

(3)市の動き

①「下松市総合計画基本構想」及び「下松市総合計画前期基本計画」の策定

令和3(2021)年3月に令和3(2021)年度から10年間のまちづくりの指針・行政運営の指針となる「下松市総合計画基本構想」と、令和3(2021)年度から5年間を計画期間とする「下松市総合計画前期基本計画」を策定しました。まちづくりの柱の一つとして掲げた「自助・共助・公助の調和による、市民協働で取り組むまちづくり」における「人権尊重の推進」を図るため、男女共同参画の推進に取り組みます。

②「下松市子ども・子育て支援事業計画」の改定

本市における子育て支援を推進するため、令和2(2020)年3月に令和2(2020)年度から5年間を計画期間とした「下松市第2期子ども・子育て支援事業計画(くだまつ星の子プラン)」を策定しました。

③「下松市特定事業主行動計画」の改定

本市職員の仕事と生活の調和の推進及び仕事と子育ての両立をさらに推進するため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「第3次下松市特定事業主行動計画」を令和2(2020)年3月に策定しました。

④「下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定

「下松市総合計画」及び「下松市前期基本計画」に掲げる内容のうち、人口減少克服・地方創生に関係する施策について重点化した計画として策定した「下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27(2015)年策定)を改定した、「第2期下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2(2020)年3月に策定し、その中で「働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進」を掲げ、女性の活躍推進やゆとりある家庭生活を実現するための支援に取り組むこととしています。

⑤「下松市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の策定

本市における女性の活躍を推進し、男女が働きやすい職場をつくることを目指して、女性活躍推進法に基づく「下松市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を令和2(2020)年3月に令和2(2020)年度から5年間を計画期間として策定しました。

⑥下松市男女共同参画推進本部の設置

男女共同参画の推進のため、あらゆる分野にわたり、市全体としてより一層取り組むために、令和2(2020)年3月に市長を本部長とし、各部局の長等で構成する庁内組織である下松市男女共同参画推進本部を設置し、推進体制を強化しました。

⑦下松市女性活躍推進協議会の設置

「女性活躍推進法」(平成27(2015)年法律第64号)の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的に実施していくため、令和2(2020)年2月、関係行政機関や経済団体及び民間事業所所属委員等から構成される、下松市女性活躍推進協議会を設置しました。

⑧「下松市人口減少対策の集中強化指針」及び「下松市人口減少対策集中強化プラン」の策定
「第2期下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げている人口の将来展望を達成するための対策に取り組む指針として「下松市人口減少対策の集中強化指針」を令和5(2023)年4月に、令和5(2023)年度からの5年間を計画期間とする「下松市人口減少対策集中強化プラン」を令和6(2024)年2月に策定しました。就業支援の一環として女性活躍推進に取り組むこととしています。

⑨「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期総合戦略)」の策定
令和4(2022)年12月に国がデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定したことを受け、本市においても現行の「第2期下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定した、「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた下松市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期総合戦略)」を令和6(2024)年3月に策定しました。引き続き「働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進」を掲げ、女性の活躍推進や、子育て・介護と仕事の両立のための啓発に取り組むこととしています。

3 第5次下松市男女共同参画プラン 成果指標の動向

「第5次下松市男女共同参画プラン」(平成31(2019)年度～令和5(2023)年度)における指標の動向は以下のとおりとなっています。

指標	当初値	目標値	現状値	動向
審議会等委員の女性割合	22.6% H30(2018)年度	30% R5(2023)年度	28.6% R5(2023)年度	↗
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合	18.2% H29(2017)年度	30% R5(2023)年度	17.4% R4(2022)年度	↘
男女の地位の平等感(政治・経済活動の中で、平等と感じる人の割合)	17.6% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	10.5% R4(2022)年度	↘
延長保育を実施している認可保育所 箇所数	11 箇所 H29(2017)年度	12 箇所 H31(2019)年度	16 箇所 R4(2022)年度	達成
延長保育を実施している認可保育所 実利用児童数	281 人 H29(2017)年度	710 人 H31(2019)年度	605 人 R4(2022)年度	↗
休日保育を実施している認可保育所 箇所数	1 箇所 H29(2017)年度	1 箇所 H31(2019)年度	1 箇所 R4(2022)年度	達成
休日保育を実施している認可保育所 延べ利用児童数	276 人 H29(2017)年度	300 人 H31(2019)年度	254 人 R4(2022)年度	↘
一時預かり事業 箇所数	11 箇所 H29(2017)年度	12 箇所 H31(2019)年度	12 箇所 R4(2022)年度	達成
一時預かり事業 延べ利用児童数	7,281 人 H29(2017)年度	10,000 人 H31(2019)年度	20,789 人 R4(2022)年度	達成
病児病後児保育事業(他市の施設への委託実施分含む) 箇所数	5 箇所 H29(2017)年度	5 箇所 H31(2019)年度	8 箇所 R4(2022)年度	達成
病児病後児保育事業(他市の施設への委託実施分含む) 延べ利用児童数	988 人 H29(2017)年度	1,000 人 H31(2019)年度	778 人 R4(2022)年度	↘
放課後児童健全育成事業(児童の家) 箇所数	11 クラブ H29(2017)年度	14 クラブ H31(2019)年度	18 クラブ R4(2022)年度	達成
放課後児童健全育成事業(児童の家) 登録児童数	866 人 H29(2017)年度	880 人 H31(2019)年度	713 人 R4(2022)年度※ 利用者数	達成
ファミリーサポートセンター事業 箇所数	1 箇所 H29(2017)年度	1 箇所 H31(2019)年度	1 箇所 R4(2022)年度	達成
ファミリーサポートセンター事業 延べ利用件数	664 人 H29(2017)年度	1,456 人 H31(2019)年度	1,788 件 R4(2022)年度	達成
下松市男性職員の育児休業取得率	0% H26(2014)年度	5% R2(2020)年度	19% R4(2022)年度	達成
下松市配偶者出産休暇・育児参加休暇取得率	62.5% H26(2014)年度	80% R2(2020)年度	66.7% R4(2022)年度	↗
男女の地位の平等感(政治・経済活動の中で、平等と感じる人の割合)	17.6% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	10.5% R4(2022)年度	↘
女性の労働力率 ※出典 国勢調査	43.9% H27(2015)年度	増加させる R5(2023)年度	47.4% R2(2020)年度	達成
農業委員に占める女性割合	25% H30(2018)年度	増加させる R5(2023)年度	37.5% R5(2023)年度	達成
下松市農政対策審議会委員に占める女性割合	0% H30(2018)年度	増加させる R5(2023)年度	14.3% R5(2023)年度	達成

指標		当初値	目標値	現状値	動向
地域活動の中で男女の地位の平等感(平等と感じる人の割合)		42.3% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	34.8% R4(2022)年度	↓
廃棄物減量等推進審議会における女性の割合		55.6% H30(2018)年度	現状維持する R5(2023)年度	62.5% R4(2022)年度	達成
人の割合 男女の地位の平等感(平等と感じる)	法律や制度の面で	37% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	33.4% R4(2022)年度	↓
	社会通念・慣習・しきたり	15.1% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	11.9% R4(2022)年度	↓
	社会全体	17.8% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	15.2% R4(2022)年度	↓
	家庭生活の中において	31.4% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	29.4% R4(2022)年度	↓
	固定的な性別役割分担意識(「夫は外で働き、妻は家庭」という考えに賛成する人の割合)」	42.8% H29(2017)年度	減少させる R5(2023)年度	25.0% R4(2022)年度	達成
学校教育における男女の地位の平等感		61% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	55.1% R4(2022)年度	↓
出前講座実施件数		58件 H26(2014)年度	70件 H31(2019)年度	46件 R4(2022)年度	↓
出前講座市民講師件数		24人 H26(2014)年度	30人 H31(2019)年度	32人 R4(2022)年度	達成
生涯学習機会の充実施策に関する満足度		10.1% H26(2014)年度	15% H31(2019)年度	13.6% H31(2019)年度	↑
実際にDVを受けても相談しなかった人の割合		55.9% H29(2017)年度	減少させる R5(2023)年度	50% R4(2022)年度	達成
市役所をDV相談窓口と認知している人の割合		33% H29(2017)年度	40% R5(2023)年度	30.4% R4(2022)年度	↓
夫婦間や親しいパートナーとの間で「平手でうつ」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合		63.5% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	82.5% R4(2022)年度	達成
夫婦間や親しいパートナーとの間で「なぐるふりをして、おどす」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合		59.2% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	76.9% R4(2022)年度	達成
夫婦間や親しいパートナーとの間で「いやがっているのに性的な行為を強要する」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合		85.7% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	93.9% R4(2022)年度	達成
40歳以上の肥満者(BMIが25.0以上)の割合 男性		24.4% H27(2015)年度	15%以下 R3(2021)年度	30% R2(2020)～ R4(2022)年度	↓
40歳以上の肥満者(BMIが25.0以上)の割合 女性		17.7% H27(2015)年度	15%以下 R3(2021)年度	18.3% R2(2020)～ R4(2022)年度	↓
20歳・30歳代の女性のやせの人(BMIが18.5未満)の割合		22.5% H28(2016)年度	20%以下 R3(2021)年度	25.9% R2(2020)～ R4(2022)年度	↓
がん検診受診率 子宮がん検診(20歳以上女性)		27.3% H27(2015)年度	50% R3(2021)年度	35.5%* 20～69歳女性 R2(2020)～ R4(2022)年度	/
がん検診受診率 乳がん検診(40歳以上女性)		20% H27(2015)年度	50% R3(2021)年度	40.2%* 40～69歳女性 R2(2020)～ R4(2022)年度	

指標	当初値	目標値	現状値	動向
特定健康診査受診率(40～74歳)	26.9% H27(2015)年度	60% R3(2021)年度	35.6% R2(2020)～ R4(2022)年度	↗
ストレスを上手く解消できていると思う人の割合	73% H27(2015)年度	80% R3(2021)年度	71.7% R2(2020)～ R4(2022)年度	↘
喫煙率 成人男性	24.4% H27(2015)年度	18.2% R3(2021)年度	20.9% R2(2020)～ R4(2022)年度	↗
喫煙率 成人女性	5.8% H27(2015)年度	3.64% R3(2021)年度	7.1% R2(2020)～ R4(2022)年度	↘
喫煙率 妊婦	4% H27(2015)年度	0% R3(2021)年度	0.6% R2(2020)～ R4(2022)年度	↗
地域包括支援センターにおける総合相談	1,114件 H28(2016)年度	1,187件 R2(2020)年度	928件 R4(2022)年度	↘
認知症サポーター	3,659人 H28(2016)年度	5,500人 R2(2020)年度	5,751人 R4(2022)年度	達成
防災会議における女性の割合	3.3% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	27.5% R5(2023)年度	達成
消防団員における女性の割合	5% H29(2017)年度	増加させる R5(2023)年度	5% R4(2022)年度	→
消防職採用試験における女性受験者数	1人 H29(2017)年度	毎年度3人以上 H30(2018)～ R2(2020)年度	1人 R4(2022)年度 ※目標期間中は 0人	→

※R2(2020)～R4(2022)年度現状値は、当初値から対象年齢及び抽出方法を変更したため、参考値

第3章 基本的な考え方

1 計画の目指すもの

下松市総合計画に掲げる将来都市像「都市と自然のバランスのとれた住みよさ日本一の星ふるまち」の実現にむけ、市民一人一人が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる次のような「男女共同参画社会」の実現を目指します。

家庭では

○誰もが家族の一員として尊重され、お互いを支え合い、家族全員が力を合わせて家庭生活を築いています。

学校では

○性別にとらわれることなく、子ども一人一人の個性や能力を伸ばし、思いやりと自立の意識が育まれています。

職場では

○男女が共に働きやすく、能力が発揮できる職場環境の整備が進み、誰もが仕事と家庭、地域活動とのバランスを取って働いています。

地域社会では

○誰もが様々な地域活動に積極的に参画し、地域社会の活性化が進んでいます。

また、「男女共同参画社会」の実現は、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な世界をつくることにもつながります。SDGsの目標5でもある「ジェンダー平等を実現しよう」は、他の全ての目標の達成にもつながるものであることを意識して取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

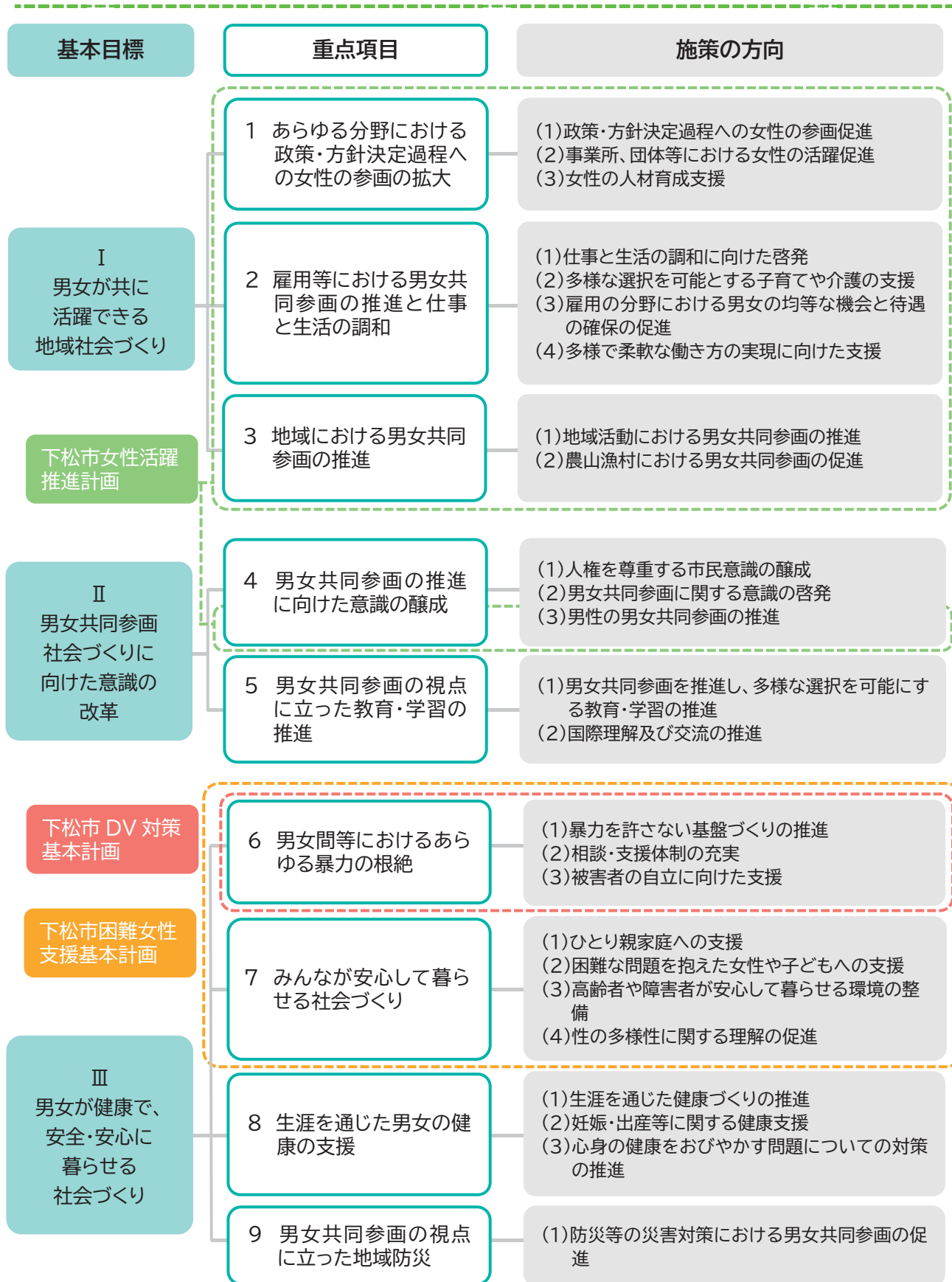


2 計画の構成

施策の「基本目標」及び取り組むべき「重点項目」については、男女共同参画社会の実現に向けた取組を分かりやすく示すために、国・県の基本計画や市の関連計画等を踏まえながら、「第5次下松市男女共同参画プラン」の取組は引き継ぎつつ、目指すべき方向の大きな柱となるよう、「3つの基本目標」及び「9の重点項目」の体系に整理し、施策を推進していきます。

- 基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり
- 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- 基本目標Ⅲ 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

3 計画の体系



※重点項目1～3及び4の(3)を「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
 ※重点項目6を「DV防止法」に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
 ※重点項目6、7を「困難女性支援法」に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

基本目標 I

男女が共に活躍できる地域社会づくり

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画することは、多様性と活力を高めることにつながり、社会経済情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある持続可能な地域社会づくりをするうえで非常に重要です。

女性の参画については、女性の就業率が年々増加するなど多くの分野で進んできていますが、政策・方針決定過程への参画はまだ十分とはいえず、ポジティブアクションの促進による、男女間格差の改善や女性の能力発揮を促進するための支援などにより、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することが必要です。

また、女性も男性も、自らの希望で仕事と生活や地域活動を両立し活躍するために、長時間労働の縮減や多様で柔軟な働き方の促進、ニーズに応じた子育て支援策の充実、地域活動への参画促進などの取組を進めていきます。

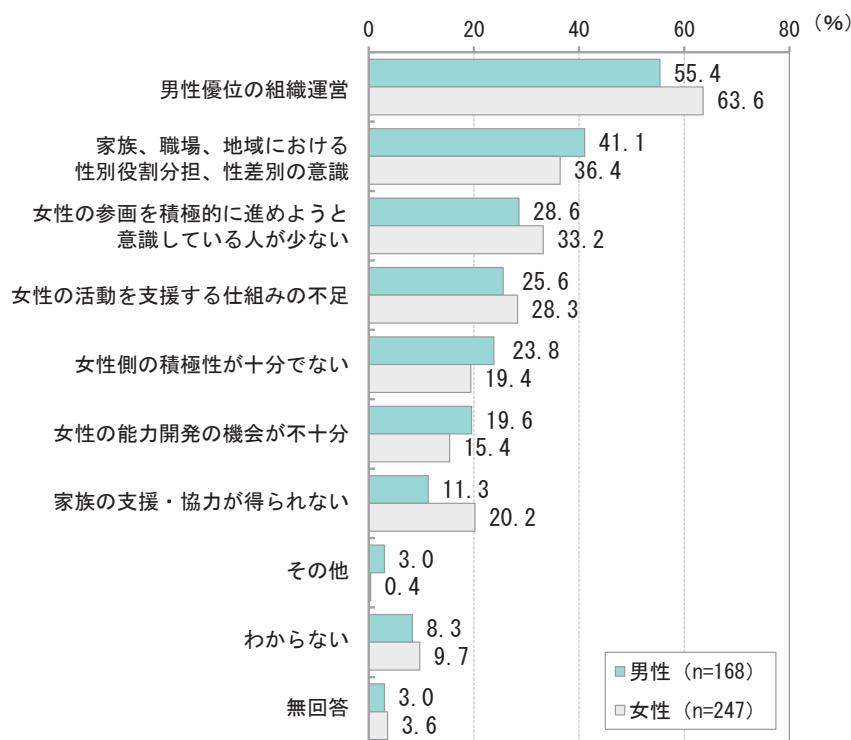
重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市の政策・方針決定過程や企業・団体、地域社会など社会のあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画できる環境整備を進めることで、多様な視点を確保し、社会情勢の変化に対応できる、様々な立場を考慮した政策が実現するよう取組を行っていきます。

現状と課題

- あらゆる人が暮らしやすい男女共同参画社会の形成のためには、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において意思決定過程に共に参画することが重要です。意思決定過程に女性の参画が進むことは、多様な視点を確保し、社会情勢の変化に対応できる、様々な立場を考慮した政策の実現のほか、企業の経営発展や団体活動の発展にもつながるものです。
- 本市においてもこれまで、審議会等委員への女性登用、女性職域拡大、管理職への女性登用を推進してきました。その結果、本市の審議会等委員の女性割合は28.6%(令和5(2023)年4月1日時点)と少しずつ上昇していますが、いまだ十分ではなく、女性は政策・方針決定の場に十分に参画できているとは言えない状況です。
- 市民意識調査の結果では、社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由について、「男性優位の組織運営」との回答が男性55.4%、女性63.6%と最も高く、次いで「家族、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」などの順となっており、女性の参画拡大の必要性について社会全体の理解の促進を図る必要があります。

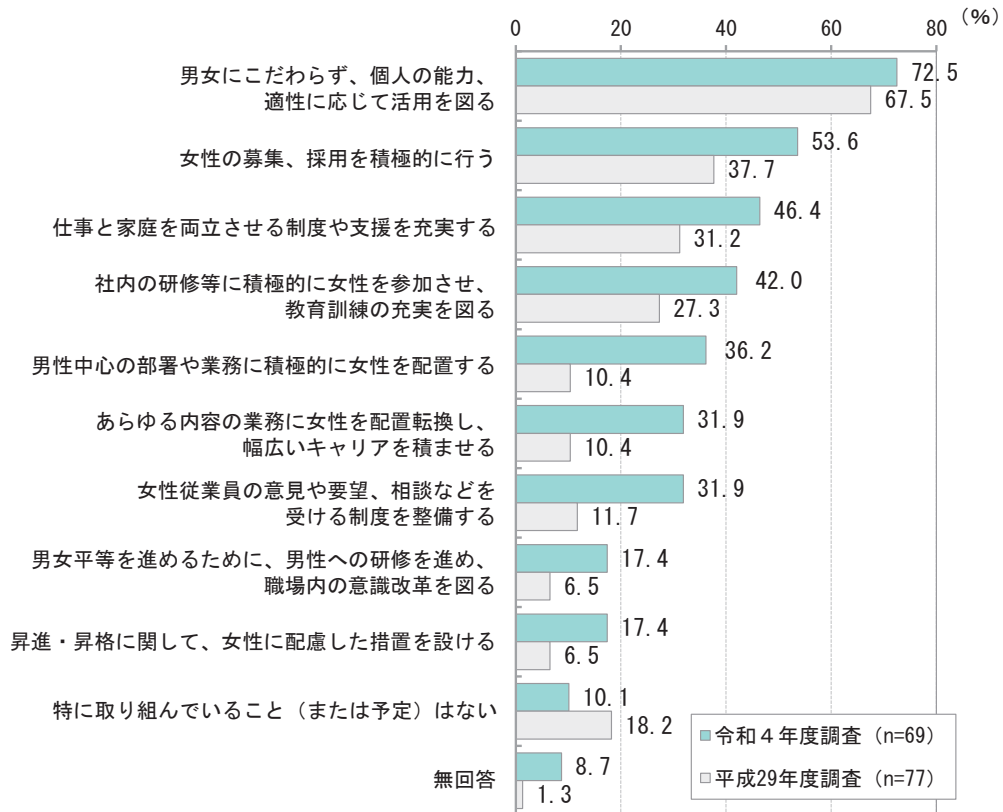
社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由<性別>



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

- 事業所対象の調査では、女性従業員を積極的に活用するために、現在取り組んでいることについて、「男女にこだわらず、個人の能力、適性に応じて活用を図る」との回答が 72.5%と最も高く、次いで「女性の募集、採用を積極的に行う」「仕事と家庭を両立させる制度や支援を充実する」などの順となっています。

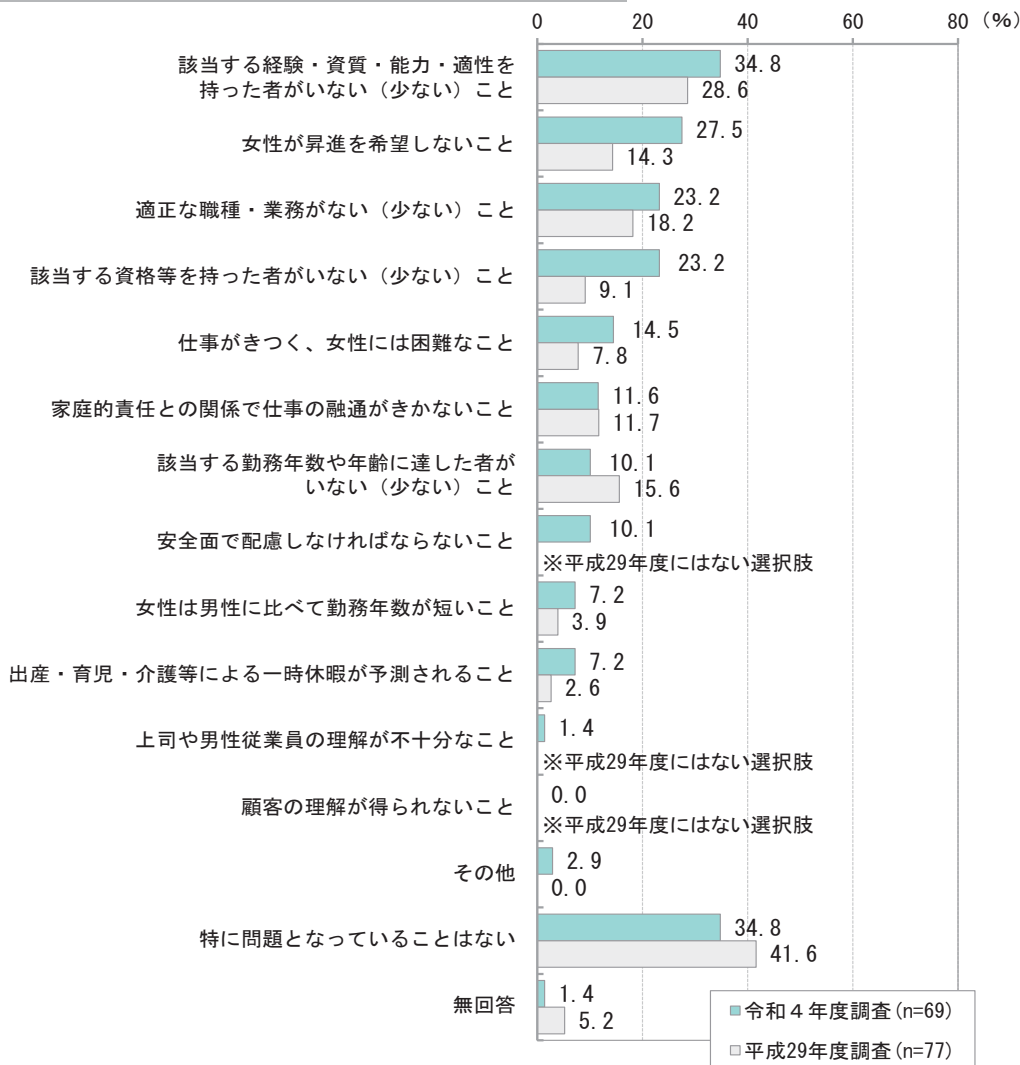
女性従業員を積極的に活用するために取り組んでいること



資料：下松市男女共同参画に関する事業所調査

- 女性従業員の活用や登用に当たっての問題点としては「該当する経験・資質・能力・適性を持った者がいない(少ないこと)」「女性が昇進を希望しないこと」との回答が上位に挙がっており、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※3)」を可能とする働き方も含め、女性が活躍できる職場づくりを行い、将来管理職に就くことが期待される女性の育成を促す必要があります。
- これらの結果から、市において率先してポジティブ・アクション※4を進めるとともに、女性自身及び事業所や各種団体等に対しても働きかけを行うことが求められているといえます。

女性従業員の活用や管理職への登用における問題点



資料：下松市男女共同参画に関する事業所調査

※3 ワーク・ライフ・バランス:誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※4 ポジティブ・アクション:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供すること。

施策の方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

多様なニーズや新たな発想を反映させ、様々な立場を考慮した政策が実現するよう取組を行っていきます。

具体的施策	取組内容	担当課
市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等委員については、女性委員の割合を令和9(2027)年度までに35%以上とするとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目標として取り組みます。	人権推進課 関係各課
	市の女性職員に対し研修等による資質向上を図り、能力が十分発揮できるよう支援するとともに、管理職への積極的な登用や職域拡大に努めます。また、育児休業、介護休業等の取得促進や、業務見直しによる超過勤務の縮減など、職場環境の整備を進めます。	総務課

施策の方向(2) 事業所、団体等における女性の活躍促進

事業所、団体等に対し、女性の管理職や役員への登用、職域拡大、ポジティブ・アクションを進めるための働きかけ及び女性活躍推進のための情報提供を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
事業所における女性の参画の促進	女性の管理職や役員への登用、職域拡大、ポジティブ・アクションを推進するため、事業所に対し、県の認証制度等の情報提供や啓発などの支援を行います。	産業振興課 人権推進課
地域における女性の参画の促進	地域の多様な課題に取り組む女性団体の活動を支援するとともに、男女共同参画に関する学習機会や情報提供により、地域活動における代表者等への女性の登用を促進します。	人権推進課

施策の方向(3) 女性の人材育成支援

女性が自らの意欲と能力を高め、社会のあらゆる分野に積極的に参画できるよう、意欲向上やキャリアアップに向けた支援に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
女性の意欲向上に向けた啓発	各種広報媒体による情報提供や啓発資料の活用など様々な機会をとらえて、女性が固定的な性別役割分担意識等にとらわれず、個性と能力を発揮できるよう、女性の意欲向上に向けた啓発に努めます。	人権推進課
女性の人材育成	指導的立場を担う女性の育成や職域拡大のため、学習機会や、情報提供の充実を図ります。	産業振興課 人権推進課

計画の指標

指 標	現状値	R9(2027)年度 目標値
審議会等委員の女性割合	28.6% R5(2023)年度	35%
女性従業員の積極的な活用に取り組む事業所の割合	66.7% R4(2022)年度	75%
男女の地位の平等感 (政治・経済活動の中で、平等と感じる人の割合)	10.5% R4(2022)年度	増加させる

重点項目2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、柔軟で働きやすい職場環境の整備や創業支援などを行い、働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できる地域社会の実現を目指します。

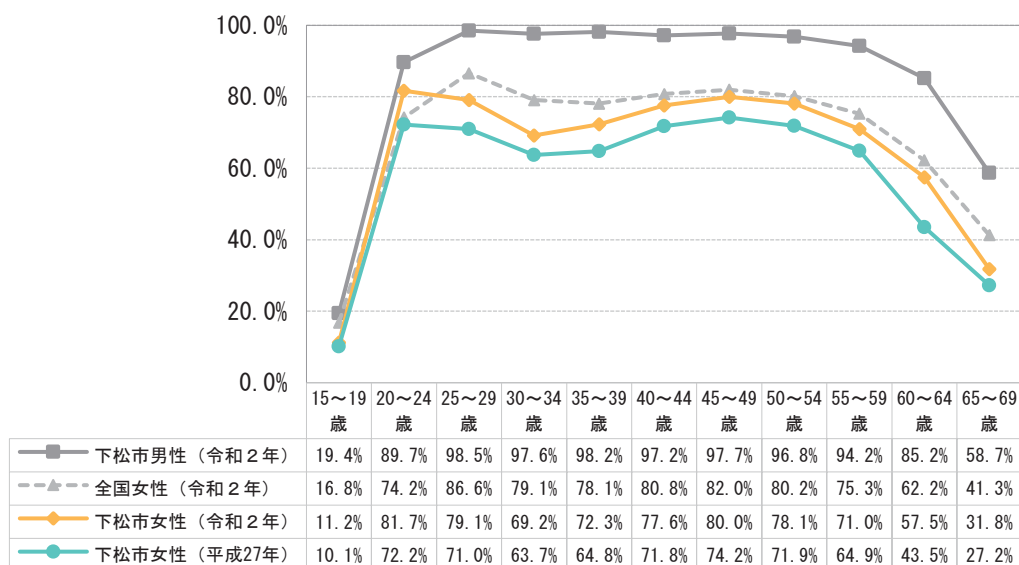
さらに、市民・事業所に対し、仕事と家庭、地域活動、趣味や自己啓発などを両立させる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」について啓発や情報提供を行います。

また、男女ともに仕事と子育て・介護を両立できるよう、多様なニーズに応じた子育て支援の充実を図るとともに、介護をしながら働き続けることができる環境整備への取組を行います。

現状と課題

- 就業は生活の経済的基盤であり、自己実現にもつながるものです。経済的自立は、暴力等による困難な状況から抜け出す際には重要な要素ともなります。働きたい人がその能力を十分に発揮できることは個人の幸福の根幹をなすものであり、少子高齢化や、人口減少が進む中で、経済活動を維持するための労働力を確保する意味でも、労働環境の整備は重要性を増しています。
- 工業都市としての性格を有しつつ、商業のまちとしても発展している本市にとって、労働人口の減少する中、商工業の分野において女性の力を活用する取組も重要です。
- 一方、本市における女性の労働力率は国や県と比べ低くなっています。年齢階級別労働力率をみると、特に30歳代で労働力率が低くなるM字カーブとなっていることが分かります。
- また、特に若い女性の転出超過が顕著であることから、安心して暮らすために十分な所得とやりがいとが得られる仕事ができ、暮らしやすく、女性にとっても魅力的な地域をつくることで、持続可能な地域社会の発展につなげる必要があります。

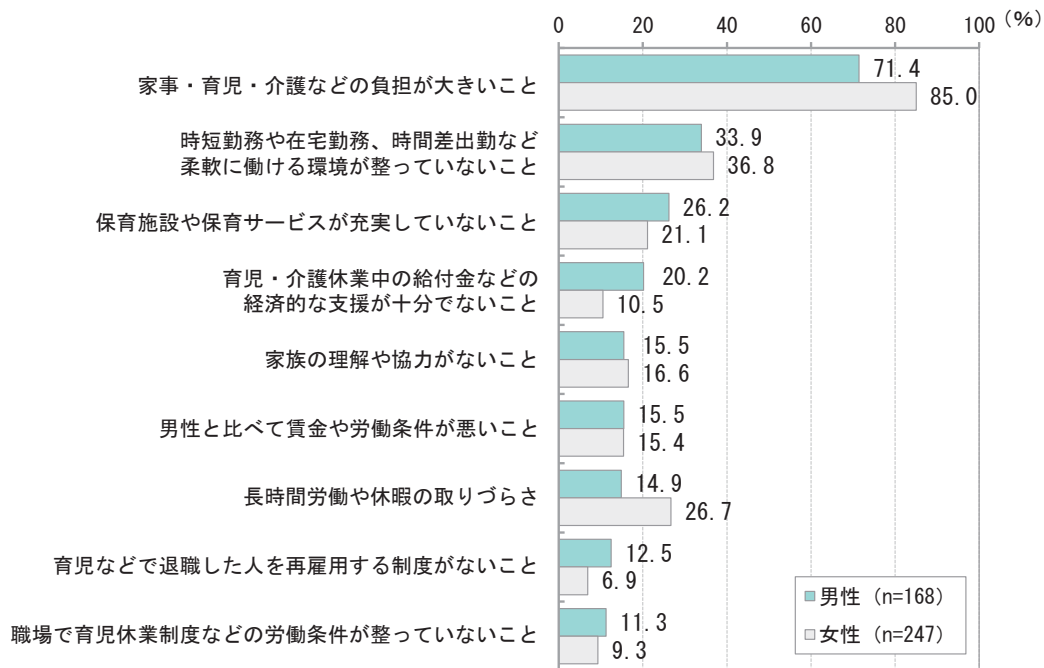
年齢階級別労働力率(再掲)



資料:国勢調査

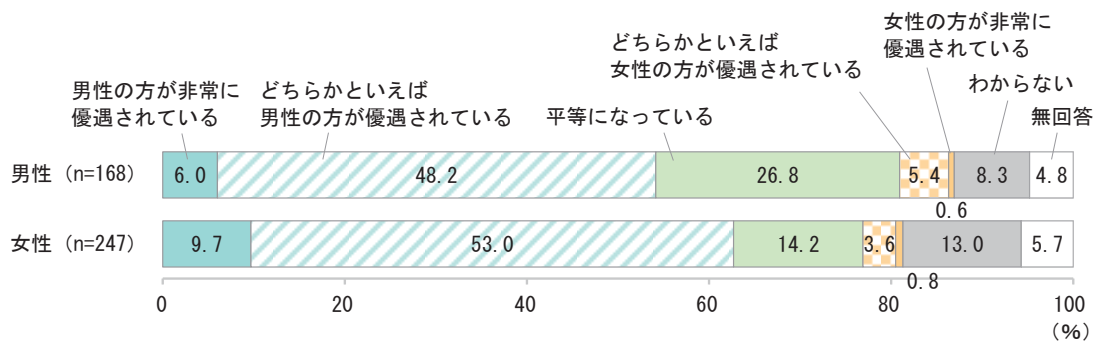
- 市民意識調査の結果では、女性が職業に就くことや就労し続ける際の問題点について、「家事・育児・介護などの負担が大きいこと」が男性 71.4%、女性 85.0%と最も高く、次いで「時短勤務や在宅勤務、時間差出勤など柔軟に働ける環境が整っていないこと」などの順となっています。また、就職の機会や職場の男女の平等感や職場での男女の扱いのうち、賃金、昇進や昇格、管理職や幹部職員への登用の項目において、男性優遇との回答は半数を超えています。
- 女性の家事・育児・介護等の負担を軽減する取組のほか、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保や、柔軟で働きやすい職場環境の整備が求められているといえます。

女性が職業に就いたり、就労し続けるうえでの問題点<性別、上位9項目>



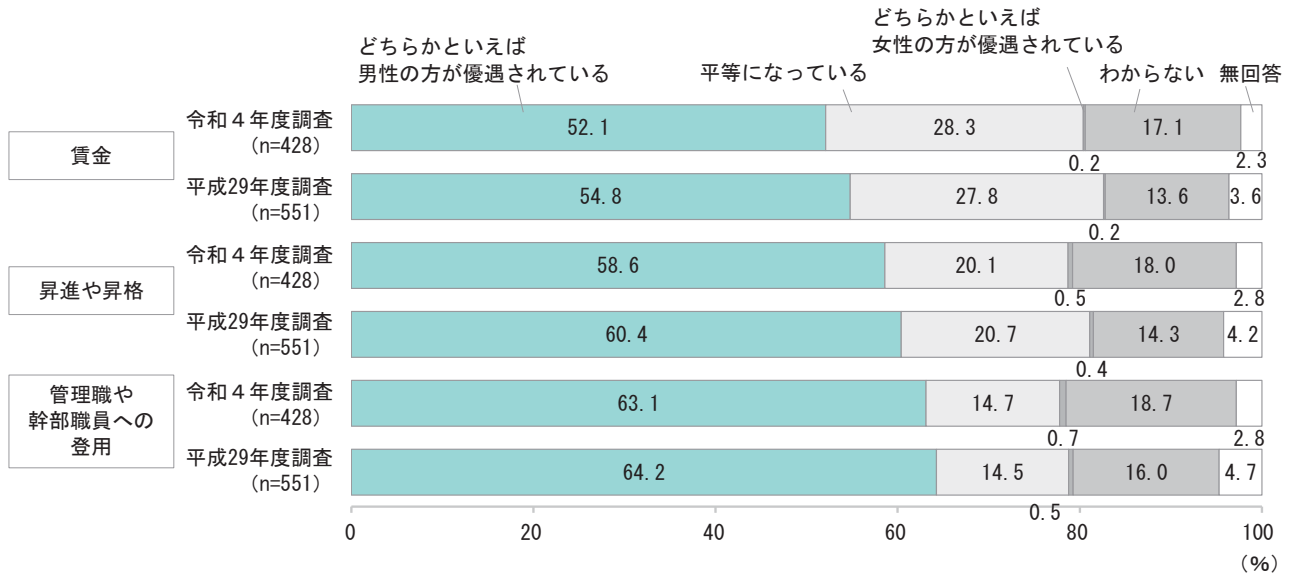
資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

就職の機会や職場における男女の地位の平等感<性別>



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

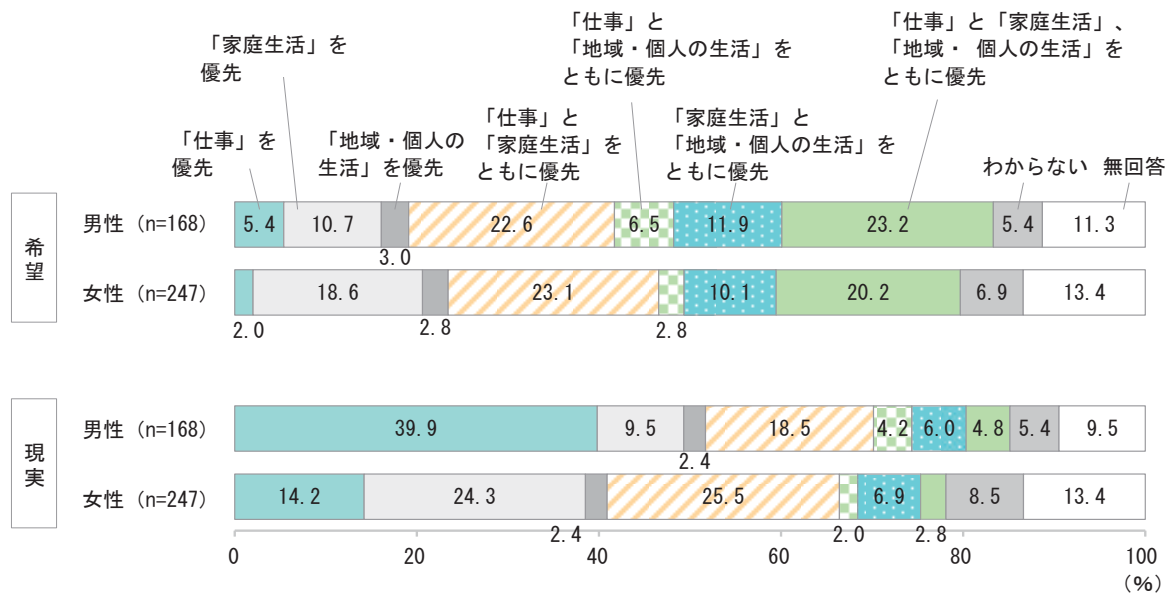
職場での男女の扱いの平等感



資料: 下松市男女共同参画に関する市民意識調査

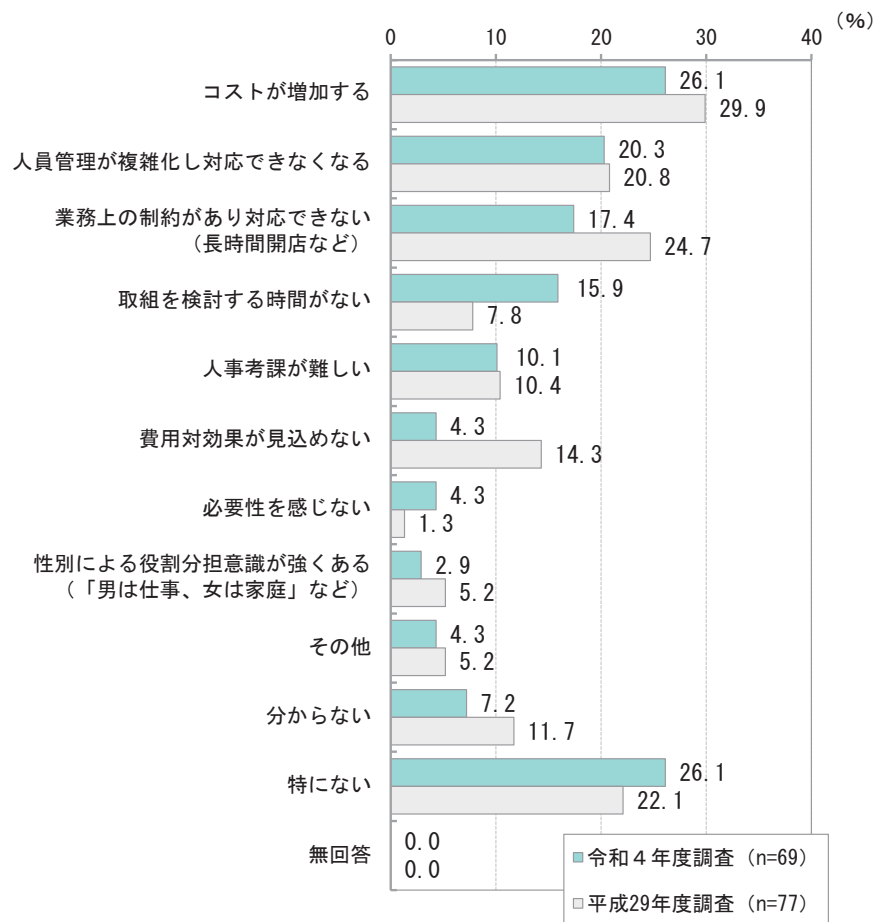
- さらに、少子・高齢化の進展や労働人口の減少、家族形態の変化などの状況が生じている中においては、性別にかかわらず、一人一人が健康を維持し、自己実現を可能としながら、子育てや介護を含め家族が安心して暮らしていくために、多様な生き方を選択できる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現も重要性を増しています。
ワーク・ライフ・バランスを実現することは、従来の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男性の長時間労働の是正や、家庭生活・地域活動への参画の促進、女性の就業継続や政策・方針決定過程への参画の拡大などにつながるものであり、男女があらゆる分野で参画し、活躍していくうえでも不可欠です。事業所にとっても優秀な人材確保につながるなど地域社会・経済の活性化にも寄与するものです。
- しかし、現状では固定的な性別役割分担意識や、男性中心型労働慣行が維持されていることなどにより、家事や子育て等における女性の負担が重くなっている結果、女性が職場等において活躍することが困難になることも多く、一方、男性は、家事に不慣れな状況や、地域との繋がりが薄いことにより、より孤立した介護生活となっている場合もあります。
- 市民意識調査の結果では、仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について、希望では男女ともに「仕事」と「家庭生活」をともに優先」と「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人の生活」をともに優先」が高くなっていますが、現実では「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人の生活」をともに優先」は5%未満と非常に低くなっています。特に男性においては「仕事を優先」が39.9%と高く、希望と現実には隔たりがみられます。
- 一方、事業所調査の結果では、ほとんどの事業所が仕事と家庭の両立支援制度に取り組んでいることが分かりますが、ワーク・ライフ・バランスを可能とする取組を実施するにあたっては「コストが増加する」「人員管理が複雑化し対応できなくなる」「業務上の制約があり対応できない(長時間開店など)」などの問題点が挙がっています。

仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度<性別>



資料: 下松市男女共同参画に関する市民意識調査

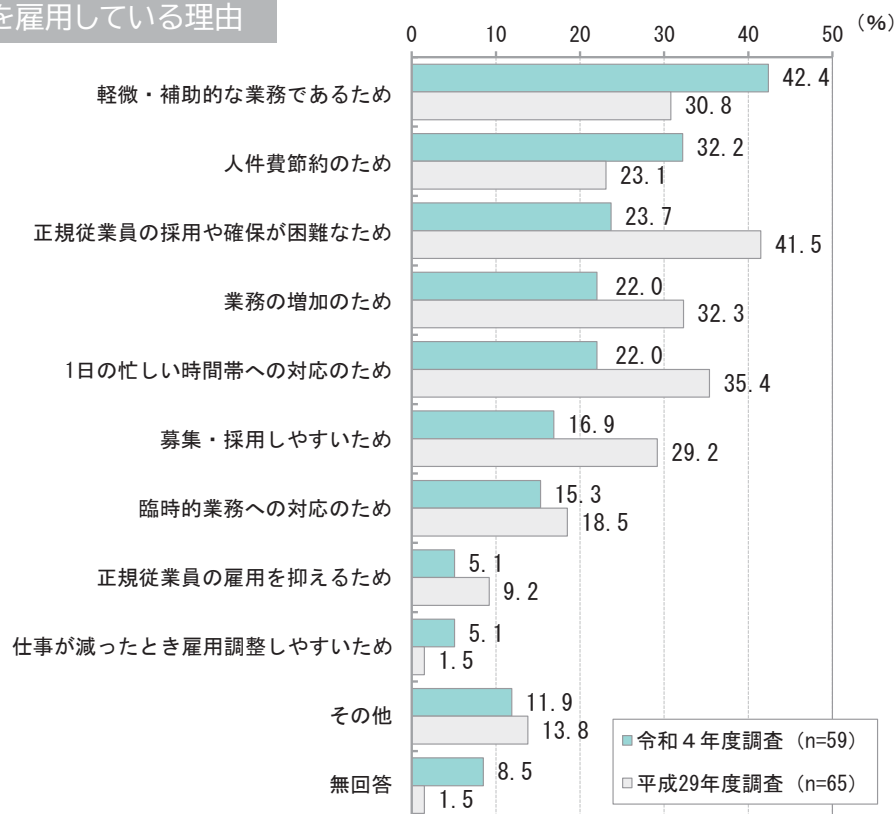
ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組を実施するうえでの課題や問題点



資料: 下松市男女共同参画に関する事業所調査

- また、本市の女性就業者の半数以上は、パートタイム労働などの非正規雇用労働者となっています。非正規雇用については、多様な就業ニーズに対応している側面もありますが、男女間の賃金格差や、女性の貧困の一因にもなっていることから処遇改善への取組が必要とされています。各種ハラスメントについても、一般的に女性の方が男性に比べて困難な状況に陥りやすいことから、こうした状況への対応も必要です。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の雇用などに大きな影響をもたらし、ジェンダー※5 に関する課題を顕在化させました。こうした状況について注視し、平時から男女共同参画の推進を図る必要がある一方、テレワーク※6 の導入など、多様な働き方が選択できるよう就業環境の整備を図るとともに、どのような働き方を選択しても公正な処遇が確保され、能力を十分に発揮することができるよう職場環境の整備に取り組む必要があります。
- 事業所調査の結果では、パートタイム労働者を雇用している理由については、「軽微・補助的な業務であるため」との回答が 42.4%と最も高く、次いで「人件費節約のため」「正規従業員の採用や確保が困難なため」などの順となっています。

パートタイマーを雇用している理由



資料：下松市男女共同参画に関する事業所調査

※5 ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。

※6 テレワーク：情報通信技術を利用して、時間・場所など条件にとらわれずに、オフィス以外の場所で勤務する就業形態のこと。

施策の方向(1) 仕事と生活の調和に向けた啓発

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発を行うとともに、働き方の見直しなど、就業環境の整備に向けての取組を推進します。

具体的施策	取組内容	担当課
社会的気運の醸成	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成を図るため、長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。	人権推進課
事業所に対する普及啓発	事業所に対し、仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのため、好事例などの情報提供により啓発を図るとともに、育児休業・介護休業給付制度など国、県の助成制度等について情報提供に努めます。	産業振興課 人権推進課

施策の方向(2) 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援

女性も男性も、仕事と家庭・地域活動などを両立できるよう、多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
多様な保育ニーズへの対応	保育ニーズに合わせて適正な保育の確保に努めるとともに、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業(乳児保育、延長保育、休日保育、一時預かり、障害児保育)、病児・病後児保育等の保育サービスの充実に努めます。	こども未来課
	放課後児童クラブ(児童の家)の充実に努めるとともに放課後子ども教室との連携を深めます。	こども未来課 生涯学習振興課
	ファミリーサポートセンター ^{※7} について、事業の周知により、提供会員の増加を図ります。	こども未来課
子育て支援環境の充実	総合的な子育て支援についての情報提供、相談、助言を行う利用者支援事業を行うとともに、子育て支援センター等の機能強化を図り、子育てに関する相談、指導及び交流等の場を提供します。	こども未来課
	WEBサイト等により、妊娠・出産・子育てなどの育児に関する情報提供を行います。	こども未来課
	乳幼児期の子どもを持つ家庭における医療費や保育料等の負担に対する助成等を行うとともに、児童生徒期の子どもを持つ家庭に対して、医療費及び教育費等の経済的負担に対する支援に努めます。	こども未来課 学校教育課

	子育て家庭の養育困難に対応するため、子育て短期支援事業(ショートステイ) ^{※8} や訪問による家事・育児等の生活支援を行います。	こども家庭課
介護支援体制の充実	高齢者一人一人の状態やニーズに応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的・包括的に提供する「地域包括ケアシステム」 ^{※9} の深化・推進を図ります。	高齢福祉課

施策の方向(3) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

男女の均等な機会と待遇が確保され、職場における各種ハラスメントの防止が図られるよう、男女雇用機会均等法等の関係法令の周知、普及啓発に努め、結婚・出産等のライフイベントにかかわらず希望に応じ女性が働き続けられる環境づくりを推進します。

具体的施策	取組内容	担当課
雇用の場における機会均等、格差是正の啓発	男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法律や、昇進、賃金、職種など職場での男女格差是正に向け、各種広報媒体の利用等により事業主や労働者への周知啓発と情報提供に努めます。	人権推進課 産業振興課
職場における固定的性別役割分担意識の解消	職場における固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	人権推進課 産業振興課 総務課
ハラスメントのない職場の実現に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止のため職場において配慮すべき事項の周知等、各種ハラスメント防止に向けた啓発に努めるとともに、育児・介護休業についての情報提供や啓発により、取得についての職場の理解を求めます。	人権推進課 産業振興課 総務課

施策の方向(4) 多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援

女性活躍推進法に基づき、女性がそれぞれの希望に応じた様々な条件、雇用形態での働き方が選択できるよう、様々なライフプランに合わせた就労継続や雇用の場の創出となる創業に対する支援を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
女性の就労への支援	就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換、職域拡大など、女性のチャレンジを支援するための情報提供を行います。	人権推進課 産業振興課
	女性の職業意識の向上やキャリア形成に向けた学習機会や情報の提供を行います。	人権推進課 産業振興課

	IT等を活用したテレワークなど、オフィス以外の場所で勤務する就業形態などの多様で柔軟な働き方について情報提供を行い、普及啓発を図ります。	産業振興課
女性の創業支援	関係機関が実施する創業セミナー等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携して創業支援を行います。	産業振興課

計画の指標

指標	R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
わかば(子育て支援センター)の年間利用者数	10,580人	15,000人
母子モ(電子母子手帳アプリ) ^{※10} の登録者数	1,062人	2,500人
待機児童数(4月1日現在)	8人	0人
ファミリーサポートセンターの年間利用者数	1,788人	2,000人
放課後児童クラブ数	18クラブ	21クラブ
男女の地位の平等感 (就職の機会や職場において、平等と感じる人の割合)	19.2%	増加させる
市内のやまぐち男女共同参画推進事業者	30件	38件
女性の労働力率 ※出典 国勢調査	47.4% R2(2020)年度	増加させる R7(2025)年度

※7 ファミリーサポートセンター:育児の援助を受けたい人と援助したい人が、それぞれ会員となり、有償で助け合う制度。

※8 子育て短期支援事業(ショートステイ):保護者が病気等により、家庭で昼夜とも児童を養育する人(祖父母、親類等)がいない場合、一時的に児童養護施設で預かる事業のこと。

※9 地域包括ケアシステム:高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するシステムのこと。

※10 母子モ:紙の母子手帳と並行して使用する母子の健康データ等を記録・管理できる電子母子手帳サービス。妊産婦と子どもの健康データの記録や体重・発育グラフの表示、予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイス、地域の子育て情報の配信などの機能がある。

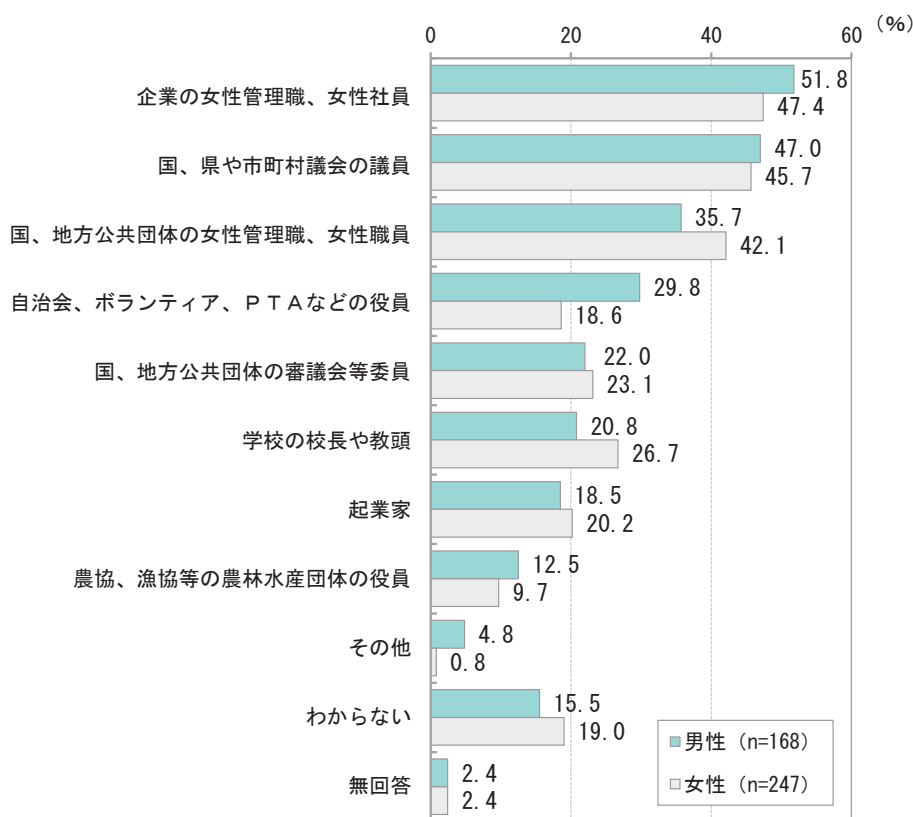
重点項目3 地域における男女共同参画の推進

性別にかかわらず、希望に応じた就労や子育てができるなど、安心して生活ができる活力ある地域社会の実現に向けて、様々な視点を尊重するため、方針決定の場への女性の参画など、地域活動や農山漁村における男女共同参画を推進します。

現状と課題

- 地域社会においては、少子・高齢化等を背景として、福祉、防災・防犯、環境、まちづくりなど、生活に身近な問題が生じています。これまで、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、地域で行われる様々な活動には、多くの女性が携わってきた一方で、PTA や自治会、町内会等、地域団体における会長等の役職は、男性が多くを占めてきました。家族形態や価値観の変化等により、こうした地域活動については担い手不足や役員の高齢化、固定化などの課題が生じています。
- 市民意識調査の結果では、今後女性の参画が進むべき分野について、「企業の女性管理職、女性社員」、「国、県や市町村議会の議員」などが上位に挙がっており、「自治会、ボランティア、PTA などの役員」は男性が 29.8%と女性の 18.6%を 11.2 ポイント上回っています。

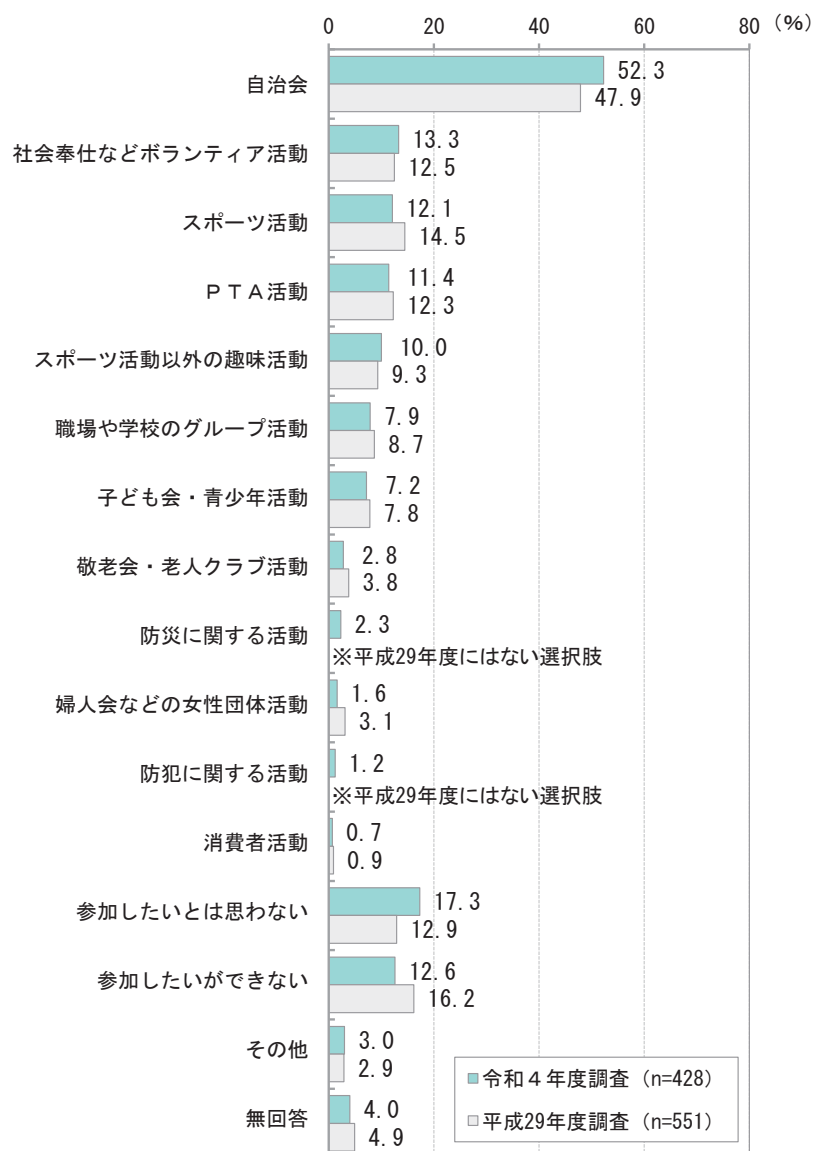
今後女性の参画が進むべき分野<性別>



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

- 地域活動の参加状況については、「参加したいとは思わない」が 17.3%、「参加したいができない」が 12.6%となっています。
- 活力ある地域社会をつくっていくため、女性や若い世代の男性なども含む、幅広い年代の男女が、仕事と家庭を両立し、地域活動や意思決定の場に積極的に参画することで、地域づくりに様々な視点を導入し、多様な人材の活用が図られるよう、男女共同参画の視点に立って地域社会づくりを推進する必要があります。男女双方に対する固定的性別役割分担意識解消に向けた働きかけや、様々な人が地域活動に参加しやすい環境づくりを推進することが求められています。

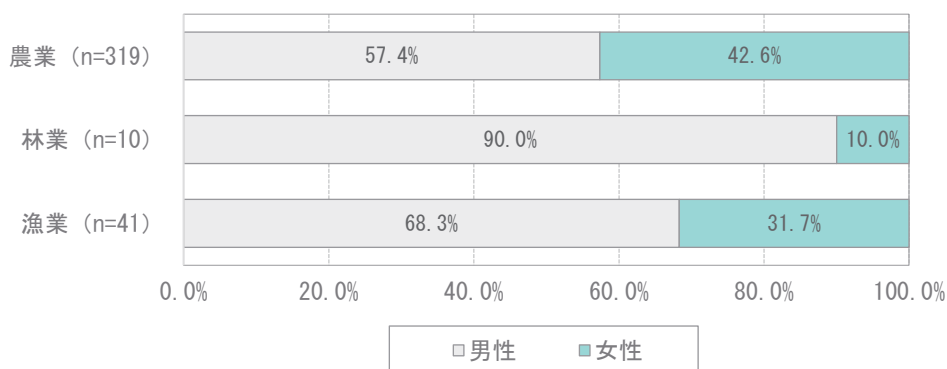
地域活動の参加状況



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

- 一方、農山漁村では、高齢化が進み、後継者が不足する中、女性は担い手として重要な役割を果たしています。農村では家庭が生産の場であることから、女性農業者は農作業のみならず家事の負担が大きく、社会に存在する性別による固定的な役割分担意識の解消や慣習の見直しが男女共同参画を推進するうえで課題となってきました。
- 本市の農林水産業については、農業就業人口のうち約4割、漁業就業人口のうち約3割を女性が占めています。近年では農林水産業の分野における6次産業化^{※11}の進展、地域資源の活用など、女性の役割の重要性がますます高まっている状況にあります。これからの農林水産業を女性や若者にとってより魅力ある産業にし、活性化を図るためにも、女性と男性が互いに対等なパートナーとして政策・方針決定過程や経営に参画していくことのできる環境の整備が必要であるといえます。
- また、生産と生活が密接につながっていることによって労働時間や休日などが不明確になりがちな就業条件や業務分担を明確化し、個人としての尊厳が尊重される経営に転じていくことも必要です。

農林漁業就業者の男女比



資料：国勢調査

※11 6次産業化：農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

施策の方向(1) 地域活動における男女共同参画の推進

幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力を發揮できる環境の整備を促進するとともに、地域の活性化を図ります。

具体的施策	取組内容	担当課
地域活動における男女共同参画の推進	各種広報媒体等を活用して、暮らしやすい活力ある地域社会をつくるため、男性の家庭・地域活動への参画、女性の社会参画や地域活動における意思決定の場への参画を促進するための啓発を行います。	人権推進課
環境保全分野に関わる女性の参画の促進	環境保全等に関する女性の高い関心や経験等を活かすため、環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図っていくとともに、環境保全活動に関する学習機会の提供に取り組みます。	環境推進課
市民の地域活動への参画の促進	地域における団体活動を支援するとともに、地域活動への市民の参画促進を図るため、活動支援を行います。	地域政策課 生涯学習振興課 関係各課

施策の方向(2) 農山漁村における男女共同参画の促進

農山漁村において、地域の重要な担い手である女性の働きやすい就業環境づくりのため、支援を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
農林水産業における女性の参画の促進	農林水産業において、家族間の役割分担、就業条件等を明確にした家族経営協定の普及促進を図ります。	農林水産課
	関係機関・団体が行う能力開発や経営能力向上に関する学習、交流の場等について情報提供を行い女性の能力開発を支援するとともに、農業委員など、政策・方針決定の場への女性の参画促進に取り組みます。	産業振興課 農林水産課 農業委員会
	女性の感性や能力を活かし、地産地消の推進や農林水産物の加工、イベント等による農林水産物の消費拡大への支援を行います。また、女性の自主的な活動を促すため、イベント等によりグループ間や消費者との交流を支援します。	農林水産課

計画の指標

指 標	現状値	R9(2027)年度 目標値
地域活動の中での男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)	34.8% R4(2022)年度	増加させる
廃棄物減量等推進審議会における女性の割合	62.5% R4(2022)年度	現状維持する
農業委員に占める女性割合	37.5% R5(2023)年度	増加させる
下松市農政対策審議会委員に占める女性数	14.3% R5(2023)年度	35%

基本目標Ⅱ

男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画社会を実現していくうえで、課題として挙げられるものに、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があります。こうした意識は次第に変わりつつありますが、いまだに残っており、これに基づく社会制度や慣行などが、個人の行動を制限し、女性だけでなく、男性の多様な生き方の選択や能力発揮を妨げる要因ともなっています。

男女共同参画社会を実現するためには、個人を尊重する人権意識の醸成とともに、一人一人の固定的な性別役割分担意識の見直しが必要です。

様々な場において、社会のしきたりや慣行を男女共同参画の視点で見直すとともに、男女共同参画に関する認識を深め、定着を図るため、意識啓発や広報を積極的に展開し、家庭、学校、職場、地域社会のあらゆる分野における教育・学習を充実させていく必要があります。

重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の醸成

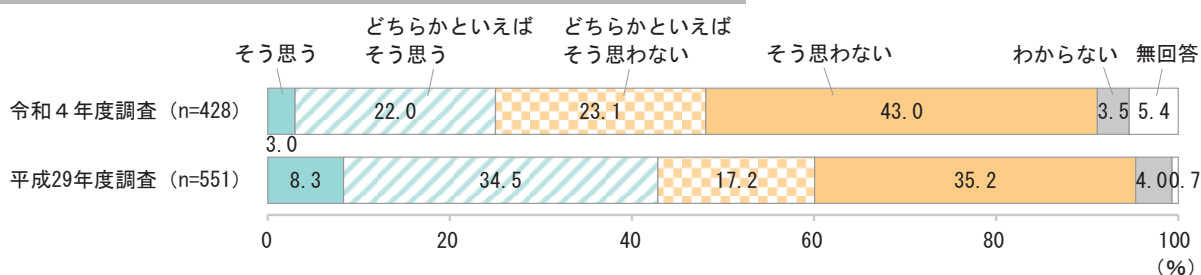
市民一人一人が男女共同参画に関する認識やその意義について理解を深め、あらゆる場面における男女共同参画の積極的な実践や、女性の活躍を妨げている社会制度や慣行の見直しにつながるよう、幅広い層に対して、親しみやすくわかりやすい広報・啓発を推進します。さらに、男性が家事・子育て・介護等の生活や地域活動に積極的に参画できるよう、職場優先の意識やライフスタイルの見直し、男女共同参画への男性や市民、職場の理解促進を図ります。

また、市においては職員に対する研修や市民意識調査の実施・分析等により、男女共同参画に関する意識の醸成を図り、施策への反映に努めるほか、率先して男性職員の育児参画を推進します。

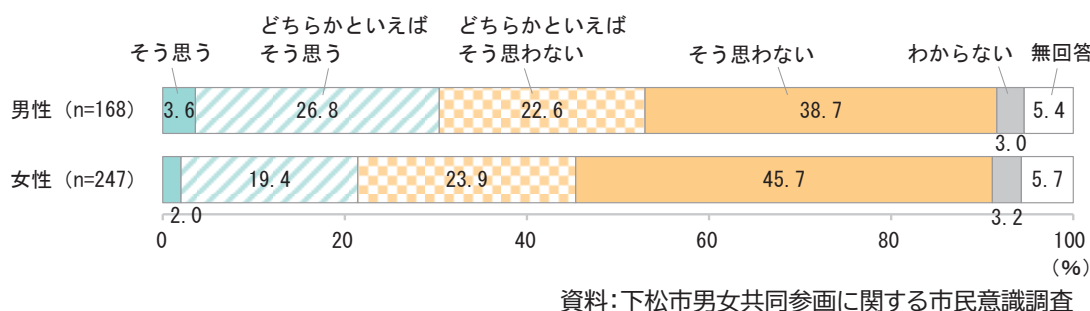
現状と課題

- 長い人生の中で、一人一人がお互いを尊重しながら、性別にかかわらず主体的で多様な選択をし、自分らしく生きるためには、男女共同参画への理解を深め、意識を育む必要があります。
- しかし、意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス※¹²)は、女性にも男性にもあるものです。また、男女間や世代間で差が大きいため、子どもをはじめ様々な世代で意識改革を進めることが重要です。
- 市民意識調査の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守ったほうが良い」という考え方について、賛成(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計)と回答した人は 25.0%(前回調査 42.8%)、反対(「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計)と回答した人は 66.1%(前回調査 52.4%)と意識の変化がみられます。男女別にみると、男性は賛成 30.4%、反対 61.3%、女性は賛成 21.4%、反対 69.6%と、男女で意識に差がみられます。

夫は外で働き、妻は家庭を守ったほうが良いという考え方

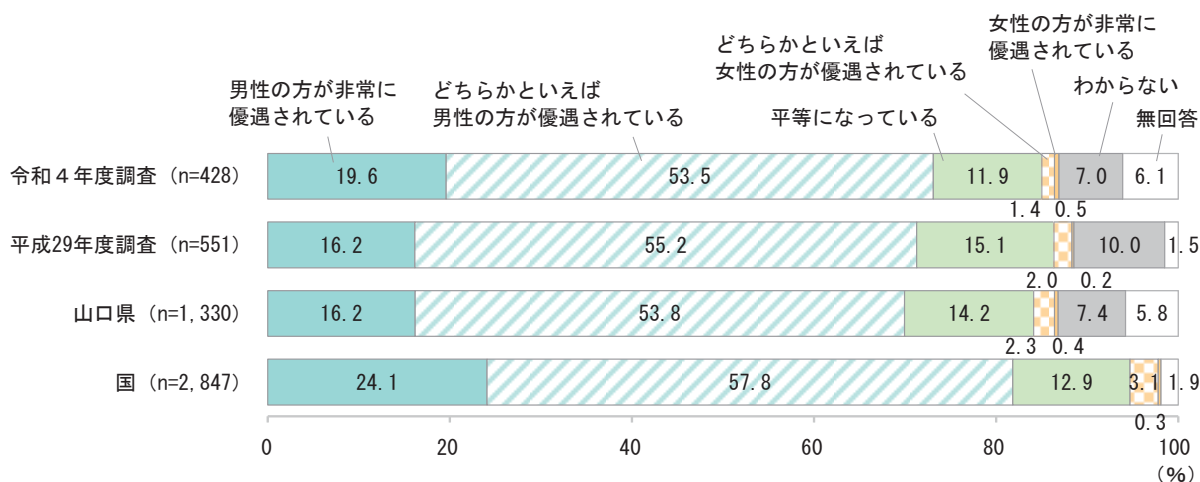


夫は外で働き、妻は家庭を守ったほうが良いという考え方<性別>



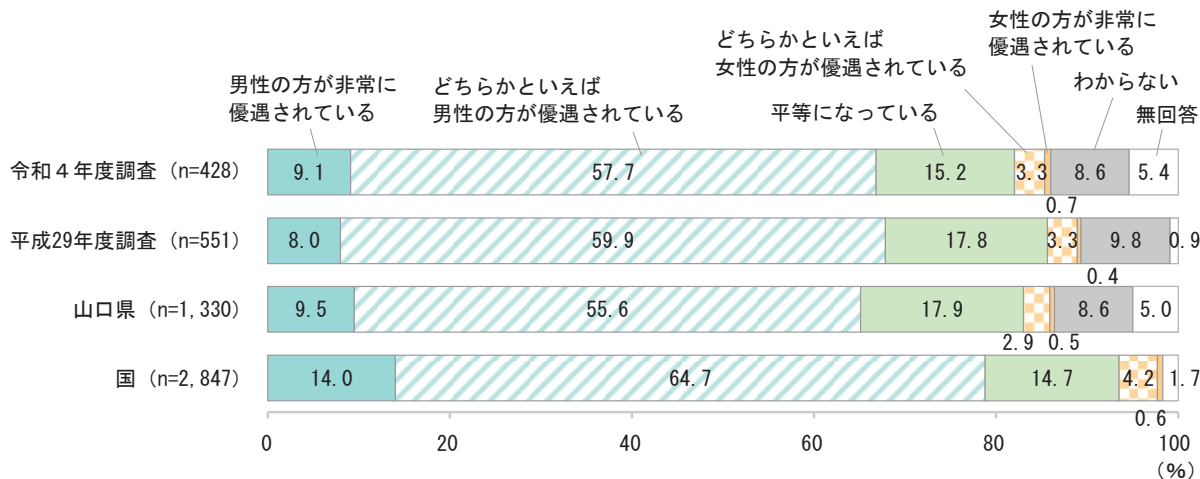
- 男女の地位の平等感については、「社会通念・慣習・しきたりなど」では 73.1%、「社会全体」では 66.8%の人が男性の方が優遇されていると回答しており、前回調査のそれぞれの回答 71.4%、67.9%と比較して、あまり変化がみられないことが分かります。
- また、本市でも若い女性は転出超過となっていますが、地方出身の若い女性が東京で暮らす理由として、進学、就職のほか「親元や地元を離れたかった」というものも挙がっており、これは固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアス等が関係しているとも考えられます。
- 職場、家庭、地域といった様々な場において、社会のしきたりや慣行を男女共同参画の視点で見直すとともに、男女共同参画やジェンダーに関する正しい認識を深め、定着を図るため、意識啓発や広報を積極的に展開する必要があります。
- さらに、個人の人権を尊重する意識は、性別にかかわらず個人として個性と能力を発揮する機会の確保のため、基本となるものです。人権意識の醸成のため、幅広い層に対して、親しみやすく分かりやすい広報・啓発の推進が求められています。

社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

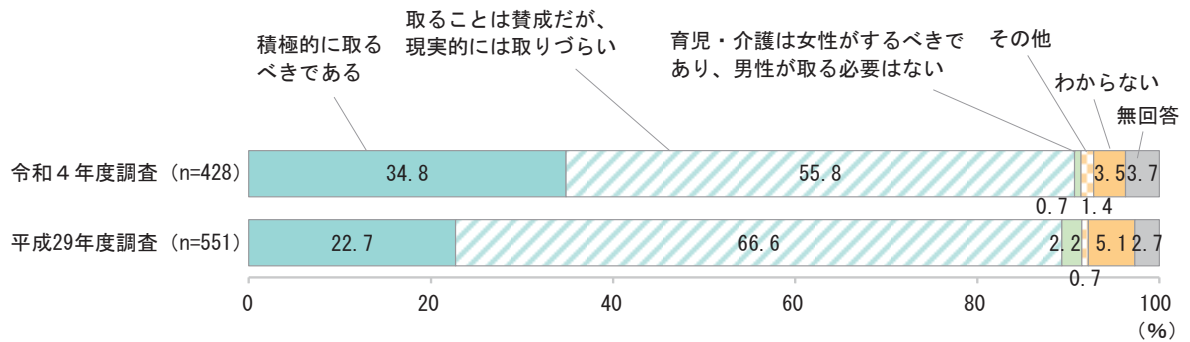
社会全体における男女の地位の平等感



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

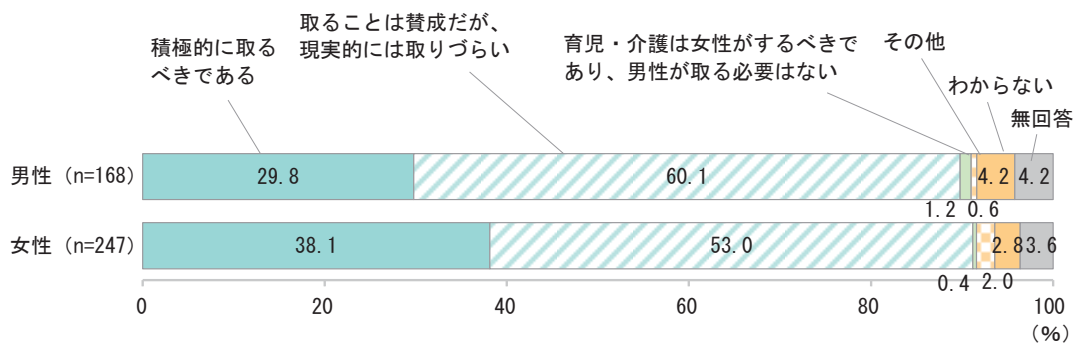
- 男性が育児休業等を利用することについて、市民意識調査の結果では、「取ることは賛成だが、現実的には取りづらい」が 55.8%で最も高く、次いで「積極的に取るべきである」が 34.8%で続いています。前回調査と比べると「積極的に取るべきである」の割合が高くなっています。また、性別にみると、女性は男性に比べて「積極的に取るべきである」の割合が高くなっています。

男性の「育児休業制度」・「介護休業制度」・「子の看護休暇制度」の利用について



資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

男性の「育児休業制度」・「介護休業制度」・「子の看護休暇制度」の利用について<性別>

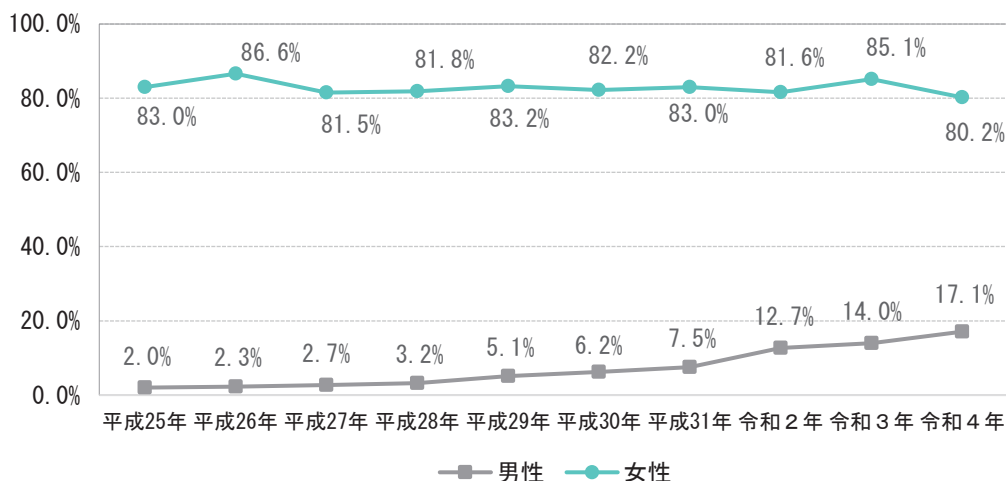


資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

※12 アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み):誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

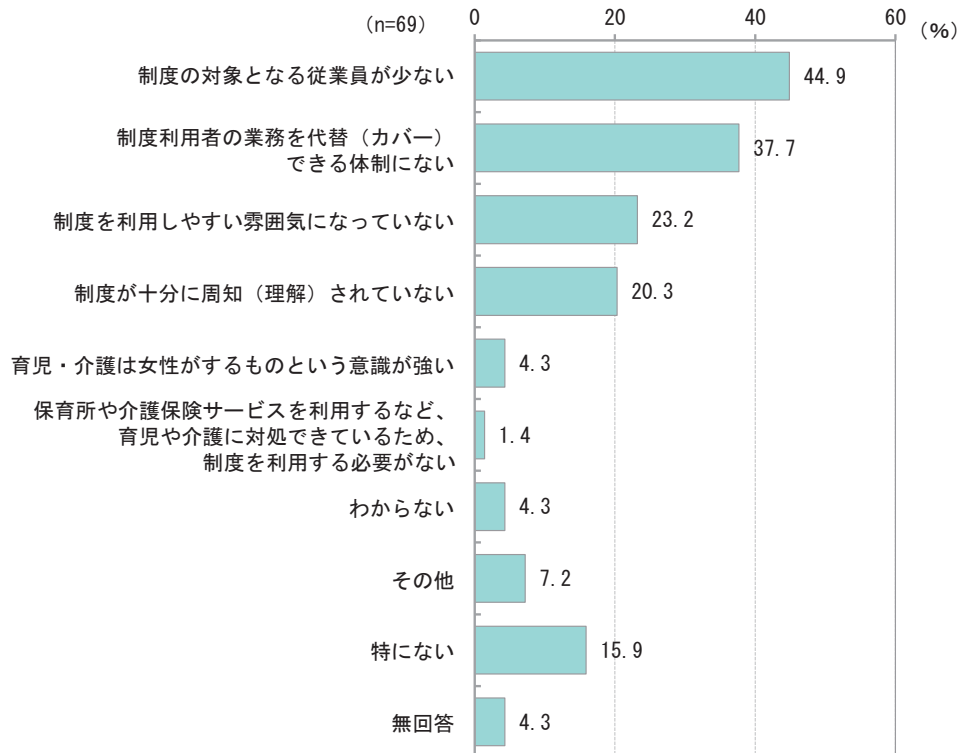
- 国の調査結果では、男性の育児休業取得者の割合は、年々上昇してきているものの令和4（2022）年時点で17.1%と2割を下回っています。
- 市の事業所調査によれば、男性従業員が育児休業制度・介護休業制度・子の看護休暇制度を利用するうえでの課題としては、「制度の対象となる従業員が少ない」が44.9%と最も高く、次いで「制度利用者の業務を代替（カバー）できる体制にない」が37.7%などとなっています。

育児休業取得率の推移



資料：雇用均等基本調査

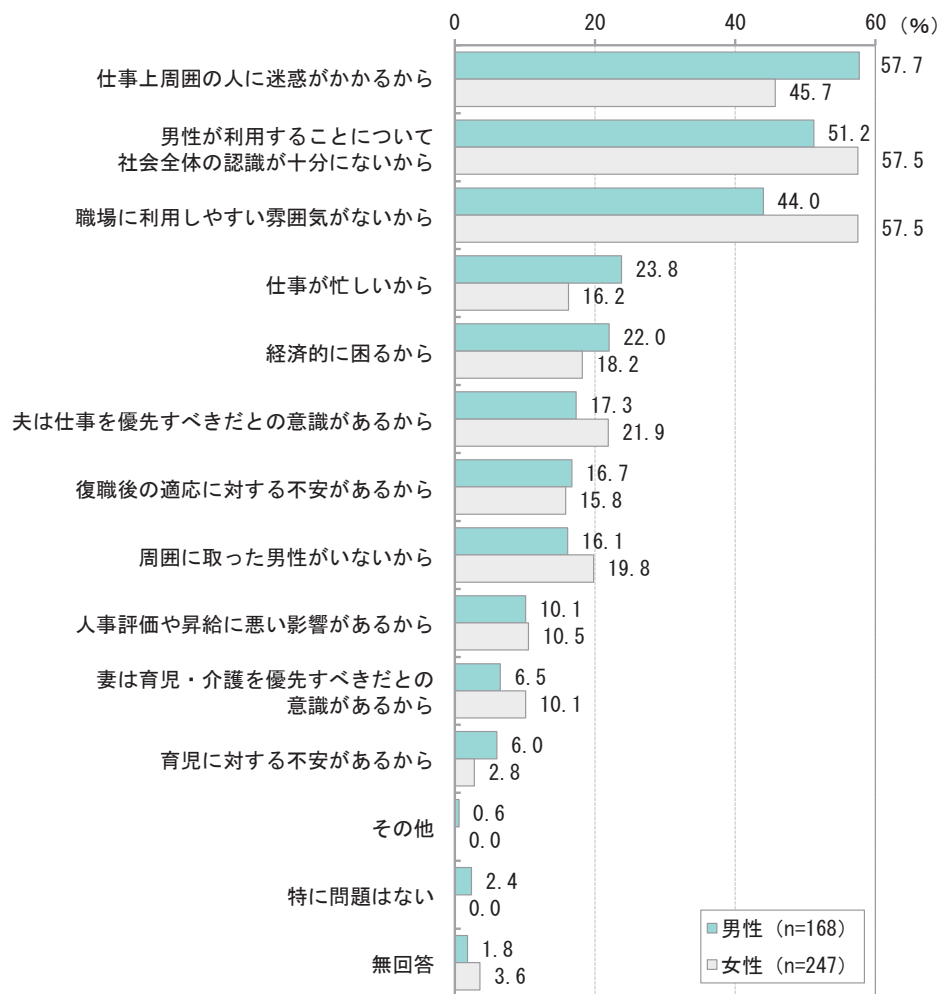
男性従業員が育児休業制度・介護休業制度・子の看護休暇制度を利用するうえでの課題



資料：下松市男女共同参画に関する事業所調査

- 男性の利用者が女性に比べて少ない理由については、「仕事上周囲の人に迷惑がかかるから」、「男性が利用することについて社会全体の認識が十分でないから」、「職場に利用しやすい雰囲気がないから」が上位となっています。また、性別にみると、「仕事上周囲の人に迷惑がかかるから」は、男性(57.7%)が女性(45.7%)よりも高くなっています。
- 男性の家庭生活への参画を促進するための情報の提供や、広報啓発を充実させることに加え、事業所に対しては業種や事業規模に応じた支援が必要とされています。

男性での「育児休業制度」・「介護休業制度」・「子の看護休暇制度」の利用者が少ない理由



資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向(1) 人権を尊重する市民意識の醸成

男女が個人として個性と能力を発揮する機会を確保するために基本となる人権意識の醸成に向け、幅広い層に対して、親しみやすく分かりやすい広報・啓発を推進します。

具体的施策	取組内容	担当課
人権を尊重する意識の醸成	基本的人権の尊重と様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、啓発資料等を活用し、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。	人権推進課 生涯学習振興課
	学校教育や社会教育において、講演会・講座等の開催により、人権について正しい知識の普及を図ります。	生涯学習振興課 学校教育課
職員の意識啓発	人権の尊重に関する研修を実施し、職員の意識啓発を図ります。	総務課 人権推進課 生涯学習振興課
関係機関等と連携した啓発及び人権相談の実施	関係機関・団体と連携して啓発活動及び人権相談を実施します。	人権推進課

施策の方向(2) 男女共同参画に関する意識の啓発

男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、市民の理解と関心を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しについて、分かりやすい意識啓発や広報活動に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
男女共同参画意識の醸成	男女共同参画に関する講座・講演会を開催し、男女共同参画意識の醸成や男女共同参画を推進する人材の育成を図ります。また、女性団体等と連携して取組を推進するとともに、活動支援を行います。	人権推進課 生涯学習振興課
	山口県男女共同参画推進月間(10月)を中心に、多様な広報媒体や啓発資料を活用し、男女共同参画社会やジェンダーの正しい理解についての促進、アンコンシャス・バイアスの解消に取り組めます。	人権推進課
職員の男女共同参画意識の向上	職員に対する男女共同参画に関する研修を実施し、意識の向上を図るとともに、男女共同参画の視点から業務を点検し、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスにより中立に機能していないものについては、解消に努めるよう呼びかけます。	総務課 人権推進課

意識調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所における意識・実態調査を実施し、調査結果の検証を行い、施策推進の基礎資料とします。	人権推進課
---------	--	-------

施策の方向(3) 男性の男女共同参画の推進

男性が家事、子育てや介護、地域活動へ参画しやすい環境をつくるため、固定的役割分担意識解消や就業環境の整備のための啓発活動を行うほか、率先して市の男性職員の育児参画を促進します。

具体的施策	取組内容	担当課
固定的な役割分担意識の解消	各種セミナー等の学習機会、広報やホームページなど、様々な機会をとらえて男性を対象とした固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行い、意識の醸成を図ります。	人権推進課
男性を対象とした講座の実施	男性が参加しやすい講座の開催を通じて、男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するとともに、支援に努めます。	健康増進課 高齢福祉課
家庭生活への参画についての理解促進	事業所や市民に対して、男性の家庭生活への参画についての意識啓発を図るとともに、育児休業・介護休業に関する支援制度について周知を図り、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて普及啓発を行います。	人権推進課 産業振興課
市における男性職員の育児参画の促進	下松市における「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」等に基づき、率先して男性の育児への参画を推進するため、男性職員に対し、育児休業の取得及び配偶者出産休暇・育児参加休暇等の取得を促進します。	総務課

計画の指標

指 標		R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)	法律や制度の面で	33.4%	増加させる
	社会通念・慣習・しきたり	11.9%	増加させる
	社会全体	15.2%	増加させる
	家庭生活の中において	29.4%	増加させる
固定的な性別役割分担意識 (「夫は外で働き、妻は家庭を守ったほうが良い」という 考えに賛成する人の割合)		25.0%	減少させる

固定的な性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守ったほうが良い)

区 分	H29(2017)年度		R4(2022)年度	
	賛 成	反 対	賛 成	反 対
全 体	42.8%	52.4%	25.0%	66.1%
男 性	49.0%	45.7%	30.4%	61.3%
女 性	38.2%	57.5%	21.4%	69.6%

計画の指標

指 標	R4(2022)年度 現状値	R8(2026)年度 目標値
下松市男性職員の2週間以上の育児休業取得率	19%	100%
下松市男性職員の子の出生後1年までの1か月超の育児 関連休暇等の取得率	—	100%

重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

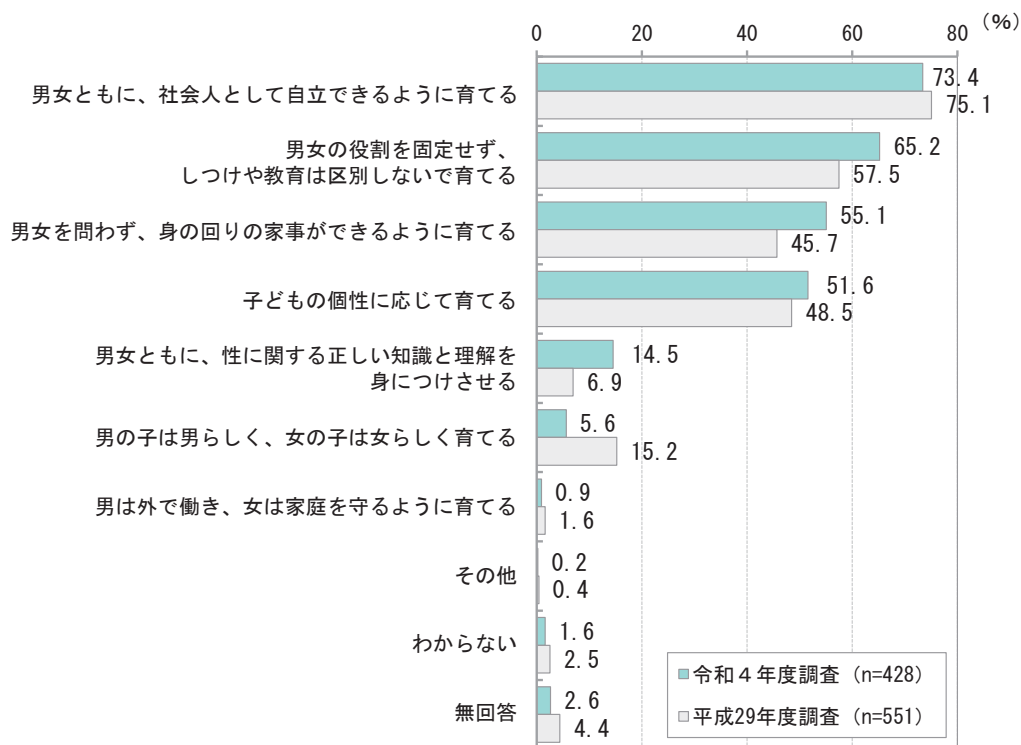
家庭、学校、職場、地域社会において、生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を推進し、人権尊重を基本とした男女平等意識の形成を図るため、学習機会の提供・充実に努めます。

男女共同参画に関連する国際規範や基準の周知に努めるとともに、多様な価値観や文化の理解促進を通じて、男女共同参画の推進に関する国際感覚を備えた人材の育成に取り組みます。

現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識の改革や人権尊重を基本とした男女平等意識の形成を推進するため、家庭、学校、職場、地域社会のあらゆる分野における教育・学習を充実させていく必要があります。
- 特に子どもに対するこれらの取組は、子どもの将来を見据えた自己形成や、社会全体における男女共同参画の推進につながるため、学校教育や家庭教育において、積極的に推進することが大事です。
- 市民意識調査の結果では、子育てに対する考えについて、「男女ともに、社会人として自立できるように育てる」「男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる」との回答が上位に挙がっています。

子育てに関する考え



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

- さらに、近年のグローバル化の進展により、社会、特に企業におけるダイバーシティ^{※13}(多様性)の尊重は企業の発展のために欠かせない要素となっており、男性や女性、若者や高齢者、日本人や外国人等の多様な価値観を取り入れた学校教育や社会教育、生涯教育を行う必要があります。

※13 ダイバーシティ:「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

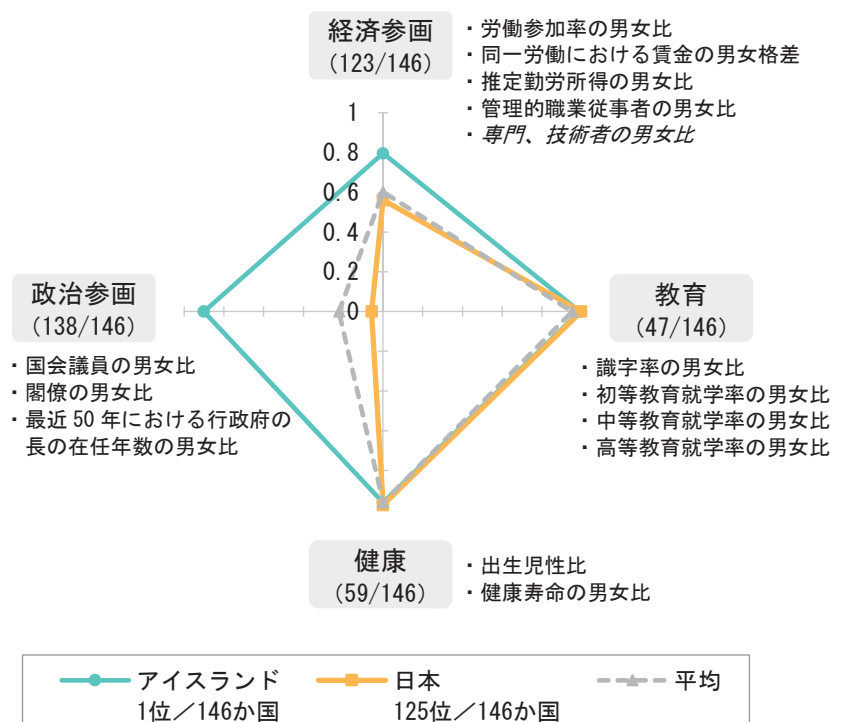
- 男女共同参画の推進は、「女子差別撤廃条約」^{※14} や「北京宣言及び行動綱領」^{※15}、など国際社会における様々な取組とも密接に関係していることから、その推進に当たっては持続可能な開発目標(SDGs)等の国際的な潮流も踏まえる必要があります。
- 特に、日本は国際的にみて男女格差が大きいとの報告もあり、政治・経済分野における女性の活躍推進をはじめ、国際交流や国際協力を通じて世界の動向や規範の周知・浸透を促し、男女共同参画の推進に活かす必要があります。また、国際化の進展に伴い、就労・生活する外国人が今後増加することも予想されます。
- 男女共同参画に関連する国際的な動向の紹介や国際的規範の普及啓発を図るとともに、男女共同参画の視点に立って、国際交流・国際協力への理解を促進し、国際感覚を備えた人材を育成するための取組が必要です。

[参考]ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)

ジェンダー・ギャップ指数はスイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が独自に算定した 4 分野のデータから構成された男女格差を測る指数で、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味しています。

令和5(2023)年の報告では、我が国は 165 か国中 125 位(前年:146 か国中 116 位)で依然として政治・経済分野の値が低い状況です。

順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
6	ドイツ	0.815
15	英国	0.792
30	カナダ	0.770
40	フランス	0.756
43	アメリカ	0.748
79	イタリア	0.705
102	マレーシア	0.682
105	韓国	0.680
107	中国	0.678
124	モルディブ	0.649
125	日本	0.647
126	ヨルダン	0.646
127	インド	0.643



※日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載

資料:World Economic Forum(2023年)

施策の方向(1) 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進

家庭、学校、地域等において、生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を推進します。

具体的施策	取組内容	担当課
男女共同参画意識の醸成	講座等の学習機会、広報やホームページ、啓発資料の活用などを通じ、継続的に家庭や地域などあらゆる場面での男女共同参画推進に向けた啓発を行います。	人権推進課
男女平等の視点に立った教育	児童生徒の発達の段階に応じて、学校教育活動を通じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに関する教育を推進します。	学校教育課
進路指導の充実	子どもたち一人一人が自らの生き方を考え、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、性別にとらわれず児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を実施するとともに、進路指導に当たっては、児童生徒が主体的に多様な選択ができるよう配慮します。	学校教育課

施策の方向(2) 国際理解及び交流の推進

男女共同参画に関連する国際規範や基準の周知に努めるとともに、多様な価値観や文化の理解促進を通じて、男女共同参画の推進に関する国際感覚を備えた人材育成に向けた取組を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
国際規範・基準の浸透	男女共同参画に関連する国際規範・基準について様々な機会を通して周知を図ります。	人権推進課
国際感覚を備えた人材育成及び相互理解の促進	国際理解と、コミュニケーション能力を備えた人材の育成を図るため、外国語や多文化について学習する機会を提供します。	地域政策課 教育総務課 学校教育課

計画の指標

指標	現状値	目標値
学校教育の中での男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)	55.1% R4(2022)年度	増加させる R9(2027)年度
出前講座受講者数	1,317人 R4(2022)年度	2,500人 R7(2025)年度
出前講座市民講師数	32人・団体 R4(2022)年度	40人・団体 R7(2025)年度
生涯学習機会の充実施策に関する満足度	13.6% H31(2019)年度	20.0% R7(2025)年度

※14 女子差別撤廃条約:正式名は「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」。昭和 54(1979)年に国連総会で採択され、昭和 56(1981)年に発効。日本は昭和 60(1985)年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対するあらゆる差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

※15 北京宣言及び行動綱領:平成 7(1995)年の第 4 回世界女性大会で採択されたもの。行動綱領は下記の 12 の重大領域にそって女性のエンパワメント^{※注}のための戦略目標と行動を記している。

①女性と貧困 ②女性の教育と訓練 ③女性と健康 ④女性に対する暴行 ⑤女性と武力闘争 ⑥女性と経済
⑦権力及び意思決定における女性 ⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み ⑨女性の人権
⑩女性とメディア ⑪女性と環境 ⑫女兒

※注 エンパワメント…力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

基本目標Ⅲ

男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の形成において、誰もが、その意欲や能力に応じて、安全で安心して生き生きと暮らせる社会づくりを進めることは非常に重要です。

個人に対する重大な人権侵害である暴力は、決して許されるものではなく、配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪、ストーカー行為、職場における各種ハラスメント等は、克服すべき重要な課題です。

また、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の前提ともいえるものです。

地域社会を取り巻く状況が変化する中、年齢や障害、多様な性を含む、性別等にかかわらず、また、困難な問題を抱える人も、あらゆる人が安心して、自立した生活ができるよう、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、一人一人が生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて、環境の整備や支援を行う必要があります。

さらに、地域の災害時等に、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点で、防災・減災への取組及び、避難所運営や被災者支援等を実施することが求められています。

重点項目6 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶

配偶者やパートナー等からの暴力(DV)やストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力の根絶を目指して暴力を許さない気運の醸成を図るとともに、被害者が迷わず相談できるよう相談窓口の周知を行い、相談から自立支援まで状況に応じたきめ細かな対応に努めます。

現状と課題

- 配偶者やパートナー等からの暴力(DV)やストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどは重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、互いを尊重し対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を妨げるものです。
- DV については、家庭内等で行われることが多く、当事者が加害や被害に気付きにくい場合があります。また、被害者は強い恐怖感や「暴力を振るわれるのは愛されているから」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから家を出る決心がつかなかったり、経済的な問題や子どもの安全・就学の問題が気にかかる、これまで築いたものを失う、などの理由から、逃げることに踏み切れなかったりすることもあります。そのため、時として命にかかわる重大な事案があるにもかかわらず、被害者がどこにも相談せず、暴力が潜在化する傾向があります。DV は身近な問題として、一人一人が暴力を許さない、被害を見逃さないという意識を持つことが重要です。

配偶者等からの暴力(DV)とは

- 一般的に配偶者や恋人などの関係にある、又はあった相手が行う暴力のことを「ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)」といい、略してDVと呼びます。
- 被害者の多くは女性とされていますが、男性が被害者である場合もあります。
- 交際相手からの暴力をデートDVと呼ぶこともあり、近年、10歳代、20歳代の若年層におけるデートDVが問題となっています。

暴力の種類

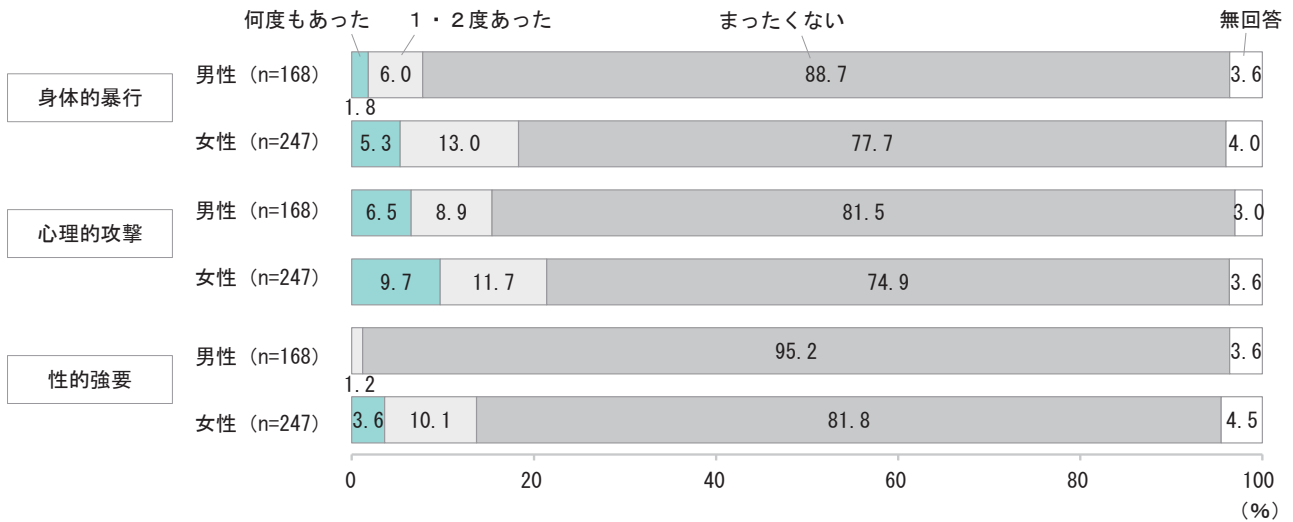
- ◆ 身体的なもの 平手でうつ、なぐる、ける、凶器をつきつける、髪をひっぱる、首をしめる、引きずりまわす、物を投げつける、など
- ◆ 精神的なもの 大声でどなる、「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う、家族や友人とつきあうのを制限したり電話や手紙を細かくチェックしたりする、何を言っても無視する、人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言う、生活費を渡さない、外で働くなど言う、子どもに危害を加えると言っておどす、など
※生活費を渡さない、仕事を制限する行為などは、「経済的なもの」と分類される場合もあります。
- ◆ 性的なもの 見たくないのにポルノを見せる、嫌がっているのに性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない、など

暴力による影響

- ◆ 被害者は、けがなどの身体的影響を受けるだけでなく、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることがあります。
- ◆ 子どもの前でDVが行われることを面前DVといい、面前DVは子どもへの心理的虐待にあたります。暴力を目撃した子どもは、心理的・身体的に様々な症状が現れる場合があります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

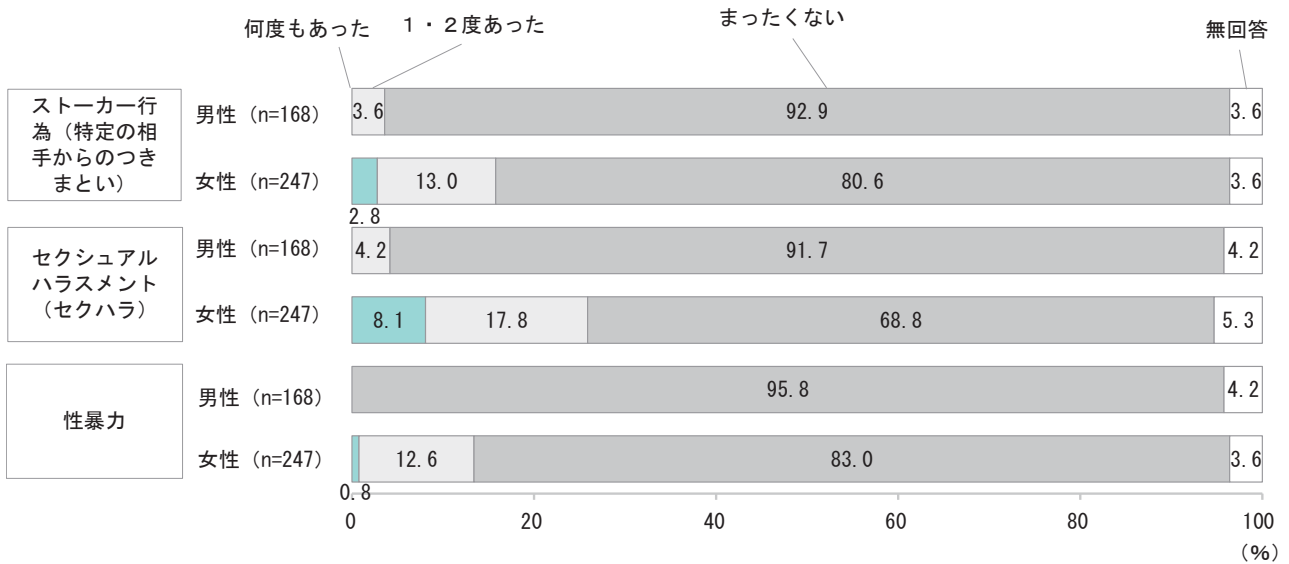
● これらの被害を受けた人は男女ともにいますが、被害者は女性の方が多くなっています。その背景には、固定的な性別意識や社会構造上の問題等が関係していると考えられます。

配偶者や親しいパートナーから暴力を受けた経験



資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

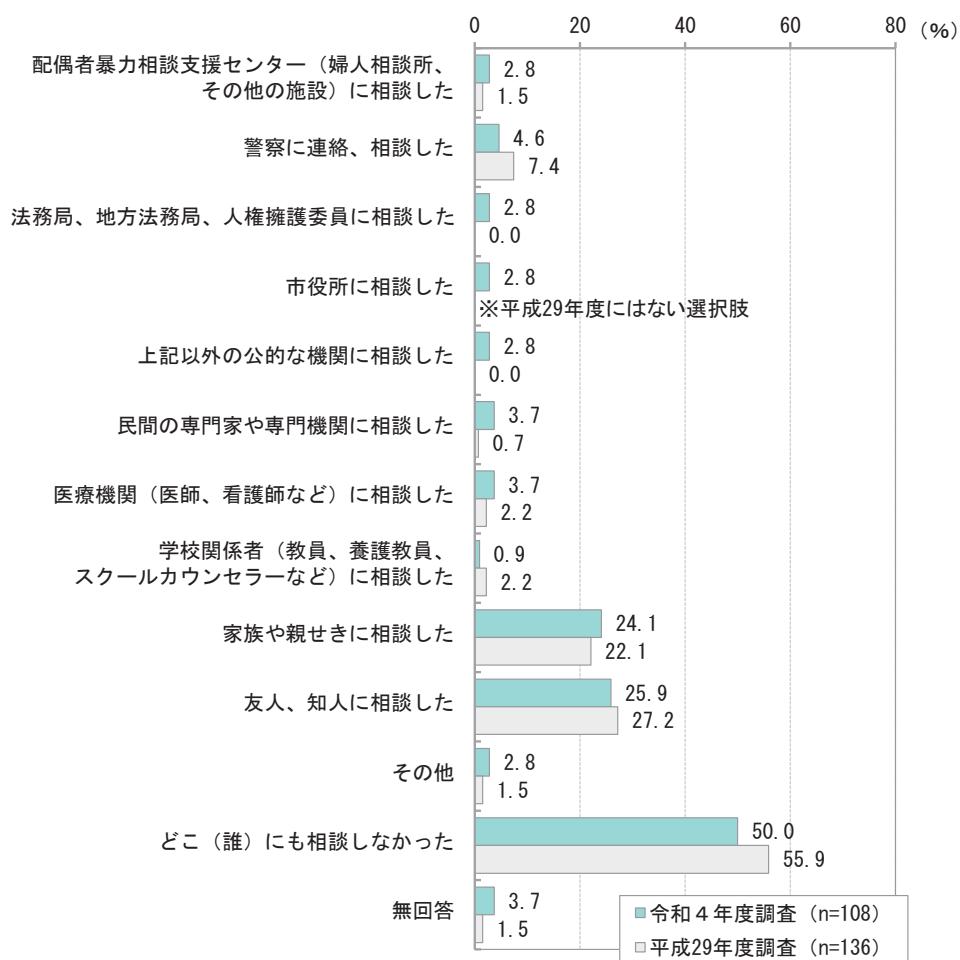
ハラスメント等の経験



資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

- 市民意識調査の結果では、DVを受けた人のうち、「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答した人が5割となっており、相談しなかった理由として「相談するほどのことではないと思ったから」という回答が高くなっています。
- 相談窓口の更なる周知や関係機関と連携して相談から生活の支援まで、状況に応じた支援体制の充実に努めるとともに、DV等についての正しい理解と認識を深めるため、啓発を行っていく必要があります。また、DVについては児童への悪影響も指摘されているところから、関係部署や機関と連携して対応することが重要です。
- 近年では、交際相手からの暴力(デートDV)や、SNS等のインターネット上のコミュニケーションツールを利用した暴力やリベンジポルノ※16、性犯罪、売買春など、被害が多様化しており、こうした新しい形での暴力への対応や、若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

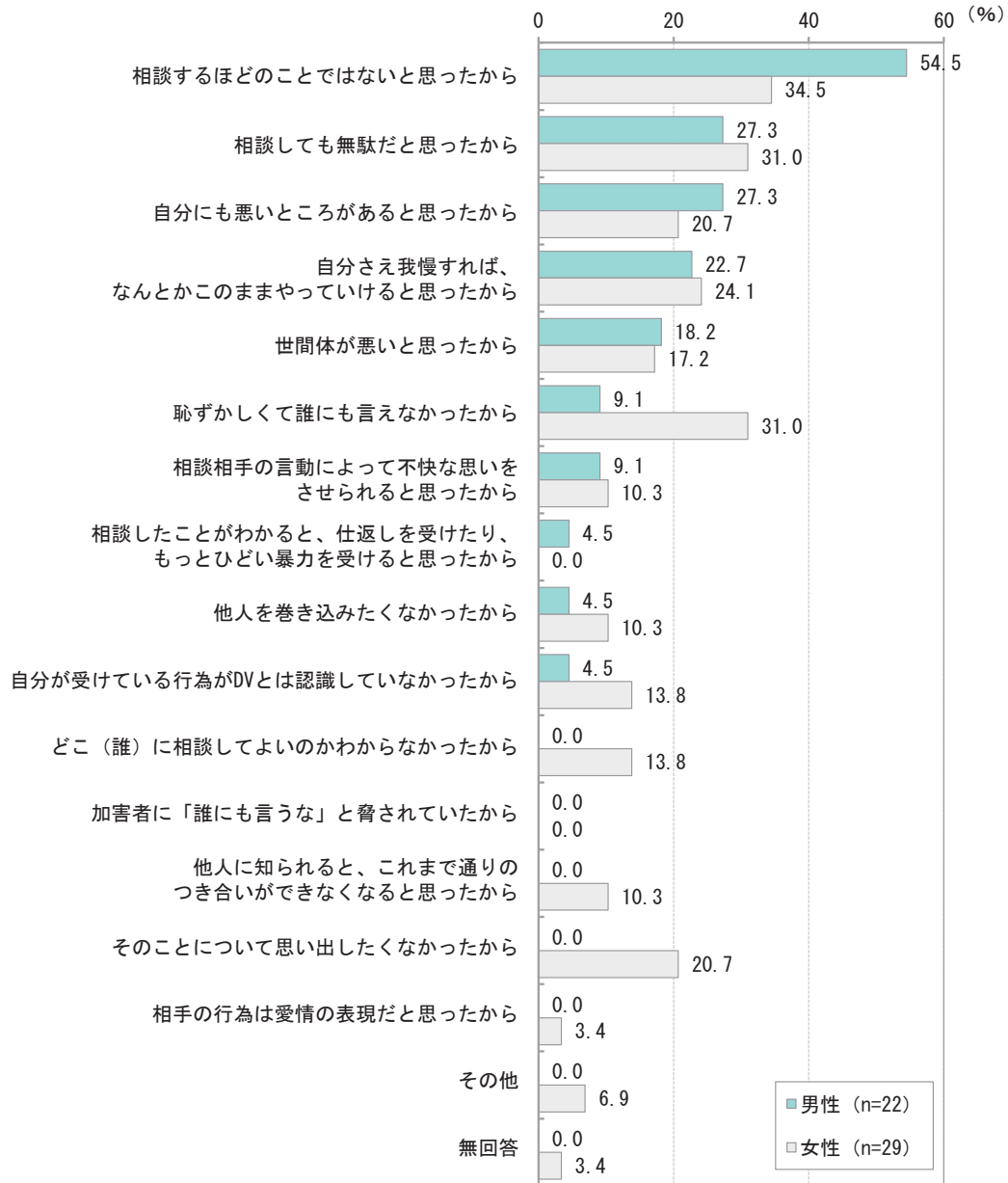
暴力を受けた際の相談状況



資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

※16 リベンジポルノ:元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。

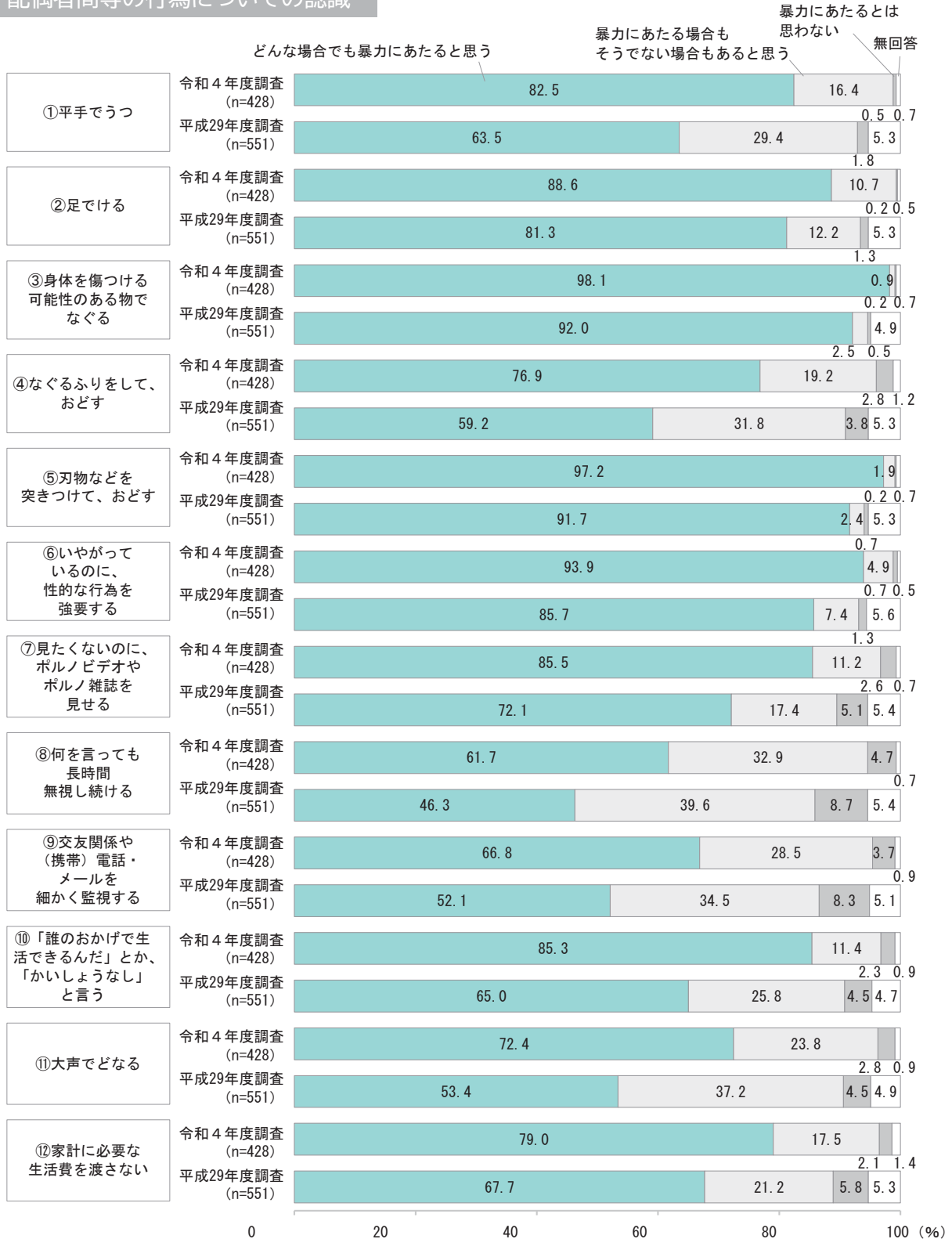
どこ(誰)にも相談しなかった理由<性別>



資料:下松市男女共同参画に関する市民意識調査

- 配偶者やパートナー間の暴力の認識については、すべての項目で前回調査より「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合が増えていますが、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力のいずれの項目においても、「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」「暴力にあたると思わない」との回答がみられます。

配偶者間等の行為についての認識



資料：下松市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向(1) 暴力を許さない基盤づくりの推進

DV をはじめとしたあらゆる暴力の防止及び被害者の早期発見、早期対応につながるよう、暴力を許さない社会的気運の醸成のための広報・啓発を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
あらゆる暴力を許さないための広報・啓発	女性に対する暴力をなくす運動期間ほか、様々な機会をとらえてDV、性犯罪、売買春、ストーカー行為、交際相手からの暴力、児童虐待などの暴力防止のための啓発を行います。	人権推進課 こども家庭課
DV 防止のための啓発の促進	講座などの学習機会や啓発資料の活用等により、DVに関する正しい知識の普及など、DV 防止のための啓発を行います。	人権推進課 生涯学習振興課
	若年層における交際相手や配偶者等からの暴力の問題について、学習機会の提供や、啓発資料などにより正しい知識の普及・啓発を行います。	人権推進課 生涯学習振興課 学校教育課
メディア・リテラシー※ ¹⁷ に関する啓発	メディアを通じて流れる性差別や、子ども・女性への暴力や性の商品化を誘発する表現に対応するため、様々な情報を判断する能力や適切に発信する能力を身につけられるよう、情報モラル※ ¹⁸ やメディア・リテラシーの向上について啓発を行います。	生活安全課 生涯学習振興課 学校教育課
青少年を守る良好な環境づくり	性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している店舗に対し、関係機関・団体と連携して、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。	生涯学習振興課
ハラスメントの防止対策の推進	学校、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメント防止のための啓発や相談体制の充実を図ります。	総務課 人権推進課 産業振興課 学校教育課
防犯対策の強化	防犯灯の設置に対する助成や、防犯カメラの設置等により防犯対策の強化を推進します。	生活安全課

※17 メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを複合した能力のこと。

※18 情報モラル：情報社会において、インターネット等の情報の受信者・発信者、それぞれの立場としての自覚を持って、適正な利用を行うために必要となる考え方。

施策の方向(2) 相談・支援体制の充実

被害者が迷わず相談できるよう、相談窓口の更なる周知を図るとともに、相談体制の充実や関係部署及び関係機関との連携により、きめ細かな相談対応に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
相談窓口の周知	被害者の早期発見、早期対応につながるよう、市広報やホームページの活用、相談窓口 PR カードの設置など、様々な手段により DV や性暴力被害相談窓口等の周知を図ります。	人権推進課 生活安全課
	市の窓口など市民対応のあらゆる機会を通じて、被害者の早期発見に努め、適切な相談窓口・機関につなげます。	人権推進課 関係各課
相談体制の充実	相談員や職員により相談対応や必要な情報提供を行います。また、研修受講等により相談員及び職員の資質向上を図ります。	人権推進課 生活安全課
	関係部署や関係機関との情報交換や研修等を通じ、連携強化を図ります。	人権推進課 関係各課
	DV、ストーカー等の被害者に対し庁内の関係部署や関係機関との連携を強化し、ワンストップ・サービスによる相談対応に努めます。性暴力被害については、山口県の性暴力被害者支援システム「あさがお」 ^{※19} の周知を図り、連携して対応するとともに、犯罪被害者等支援条例に基づき支援します。	人権推進課 市民課 生活安全課 こども家庭課 関係各課

※19 やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」

山口県では、性暴力被害者を総合的に支援するため「やまぐち性暴力相談ダイヤル」を開設しています。被害者に対し、相談支援員が寄り添いながら、医療支援、心理的支援、法的支援などを行います。

相談専用電話 083-902-0889

運営時間 24 時間 365 日

※月～金 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分以外、夜間、土日、祝日、年末年始はコールセンターが対応。看護師等の女性の相談支援員が対応。

※被害直後の緊急医療支援についても、24 時間 365 日対応。

施策の方向(3) 被害者の自立に向けた支援

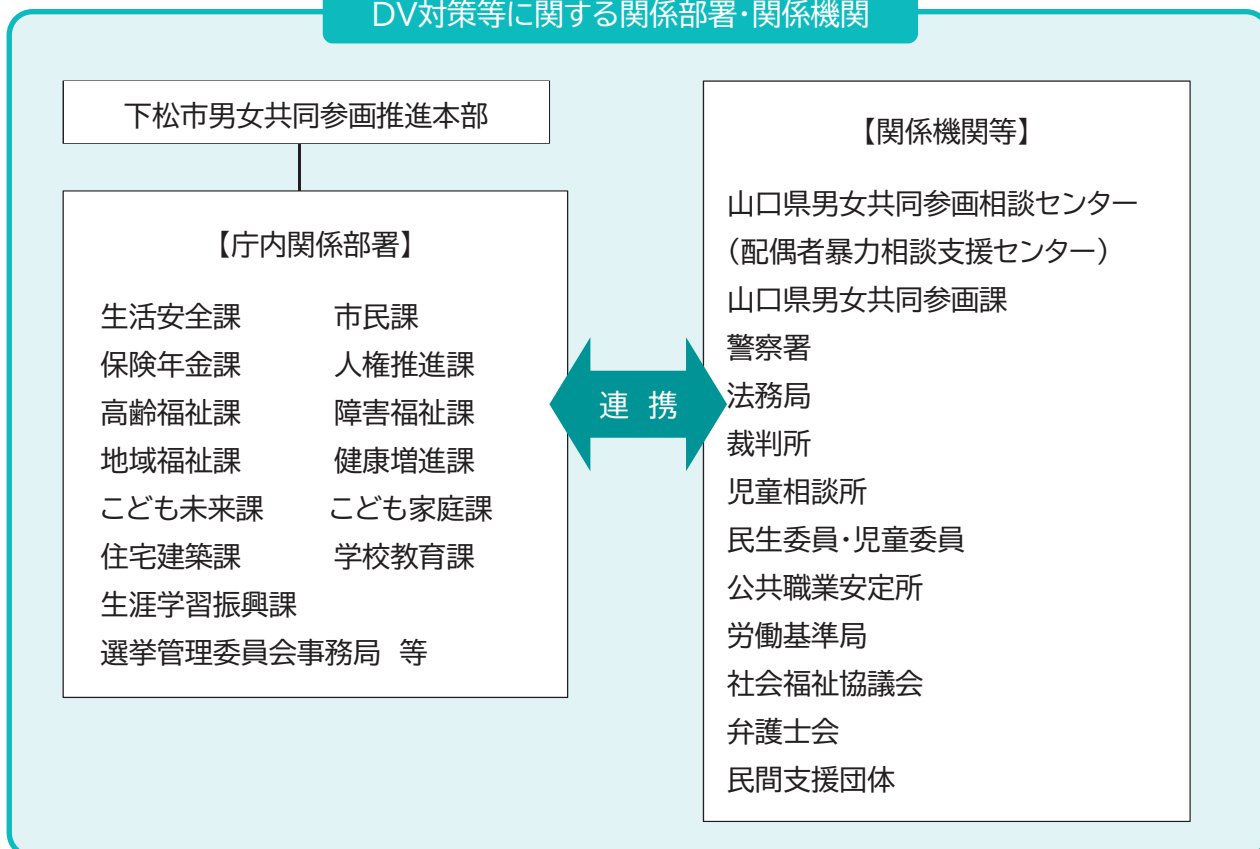
関係部署や関係機関等と連携し、相談対応から保護、自立支援まで被害者や同伴児童の状況に応じた切れ目のない支援に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
DV 被害者等の安全確保	DV 等により、危険がある被害者及び同伴児童について、山口県男女共同参画相談センターや警察等の関係機関と連携して対応し、状況が切迫している場合には一時保護につなげます。	人権推進課
	住民基本台帳事務における閲覧制限、選挙人名簿抄本の閲覧における配慮のほか、被害者及び同伴児童に関する情報管理の徹底を図ります。	人権推進課 市民課 こども未来課 こども家庭課 学校教育課 選挙管理委員会 事務局 関係各課
DV 被害者等の自立支援	被害者や同伴児童が安心して安全に生活できるよう、公営住宅、児童福祉、手当、高齢者福祉、障害者福祉、保健活動、医療、保険、年金、就学、法律相談、犯罪被害者等支援、生活困窮者自立支援、生活保護等の制度を適切に活用して、被害者等の自立支援を行います。また、必要に応じて連絡・調整や手続きの支援を行います。	人権推進課 生活安全課 住宅建築課 こども未来課 こども家庭課 地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 健康増進課 保険年金課 学校教育課 関係各課
子どもの安全確保	「要保護児童対策地域協議会」等を活用して、家庭児童相談担当等の関係部署と連携し、面前 DV 被害者や被虐待児などの要保護児童の発見や、児童虐待の防止・対応に努めます。	人権推進課 こども家庭課 学校教育課 生涯学習振興課 関係各課
	子育てに関する不安を抱える家庭や、虐待のおそれやリスクを抱える家庭に対して、子育てに関する相談や、保健師等による養育に関する指導・助言、家事・育児等の生活支援等を実施します。	

DV対策等における庁内連携

支援内容	具体的内容(主なもの)	関係課
相談・連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の相談窓口 ・関係機関との連絡調整 	人権推進課 関係各課
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・予防に関する広報、啓発 	人権推進課 生涯学習振興課 関係各課
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務における被害者の発見 	こども未来課 こども家庭課 健康増進課 地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 市民課 生活安全課 学校教育課 関係各課
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する手当等 ・母子の保護に関すること ・家事・育児等の支援 ・福祉医療 ・高齢者支援 ・障害者支援 ・生活困窮者自立支援 ・生活保護 ・犯罪被害者支援 	こども未来課 こども家庭課 地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 生活安全課
保健に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種、検診、健康診査 ・心身の健康に関すること ・妊娠、出産、子育てに関すること 	健康増進課 こども家庭課
年金・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・年金等に関すること ・国民健康保険、後期高齢者医療 	保険年金課
子どもの就学・就園や安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・就学、転校等 ・保育園、幼稚園、放課後児童クラブに関すること 	学校教育課 こども未来課
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保に関すること 	住宅建築課
住民票の閲覧制限	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳の閲覧等の制限 	市民課
選挙事務における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿抄本の閲覧における配慮 	選挙管理委員会 事務局

DV対策等に関する関係部署・関係機関



計画の指標

指標	R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
実際にDVを受けても相談しなかった人の割合	50.0%	減少させる
市役所をDV相談窓口と認知している人の割合	30.4%	100%
夫婦間や親しいパートナーとの間で「平手でうつ」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合	82.5%	増加させる
夫婦間や親しいパートナーとの間で「なぐるふりをして、おどす」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合	76.9%	増加させる
夫婦間や親しいパートナーとの間で「いやがっているのに性的な行為を強要する」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合	93.9%	増加させる

重点項目7 みんなが安心して暮らせる社会づくり

年齢や障害、性別にかかわらず、また、困難な問題を抱える人も、あらゆる人が安心して、自立した生活ができるよう、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、一人一人が生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて、環境の整備や支援を行います。

現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するためには、まずは誰もが、その意欲や能力に応じて、生き生きと安心して暮らせる社会づくりを進めることが非常に重要です。
- 単身世帯や家族形態の変化、非正規雇用労働者の増加等の雇用環境の変化、経済のグローバル化の進展等により、ひとり親家庭、高齢者、障害者等は、経済的な問題など、生活上の困難を抱えやすくなっています。ひとり親家庭では、経済的に厳しい世帯の割合が高く、子どもの将来を見据え、生活面での支援や教育の支援が必要です。女性については、社会的要因等を背景に、より経済的に困難に陥りやすいなど、複合的な問題をかかえる場合もあります。
- 少子高齢化も進展しており、生涯にわたり、健康で生き生きと活躍し、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し、安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進や、高齢者の多様な社会参加の促進に向けた取組を一層進めることが重要です。
- 最近では、性的少数者の人権問題も顕在化しており、性的指向や性自認^{※20}等を理由に困難な状況に置かれぬよう、性の多様性への理解促進について更に取組を進めることが必要です。
- あらゆる人が安心して、自立した生活ができるよう、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、一人一人が生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて、抱えている状況に応じて環境の整備や支援を行う必要があります。

※20 性的指向、性自認

性的指向(Sexual Orientation)は、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを表すものであり、例えば、恋愛・性愛が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

性自認(Gender Identity)は、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念で「こころの性」と呼ばれることもあります。

多様な性を表す言葉 ・多様な性を表す言葉はこの他にもあります

- ・SOGI 性的指向と性自認の頭文字をとった言葉で、性的少数者の人とそうでない人も含めた言葉
 - ・LGBT 次の言葉の頭文字をとった言葉で、Q(クエスチョニング、自分の性が分からない、どちらの性とも決めていない人)+(プラス、その他の人)を加え、LGBTQ+などと表現することもあります。
- | | |
|---------------|------------------------|
| L (レズビアン) | 心の性が女性で恋愛対象も女性 |
| G (ゲイ) | 心の性が男性で恋愛対象も男性 |
| B (バイセクシュアル) | 恋愛対象が女性にも男性にも向いている人 |
| T (トランスジェンダー) | 体の性と心の性が一致しない人や違和感のある人 |

参考：第5次男女共同参画基本計画、山口県「知っておきたい『LGBT』等の基礎知識」ほか

施策の方向(1) ひとり親家庭への支援

子どもの養育や経済面等の不安を抱えるひとり親家庭に対して、相談体制の充実や生活、経済的自立に向けた支援を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等に対し、母子・父子自立支援員や家庭児童相談員により、就業支援や各種支援制度の情報提供、子育て等にかかわる相談対応等を行うほか、生活全般にわたる支援に努めます。	こども家庭課

施策の方向(2) 困難な問題を抱えた女性や子どもへの支援

家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、困難な問題を抱える女性や子どもが必要な支援を受けられるよう、相談対応を行います。

具体的施策	取組内容	担当課
困難な問題を抱えた女性への支援	相談員及び職員により相談対応や必要な情報提供を行い、山口県男女共同参画相談センター等の関係機関と連携して、適切な支援につなげます。	人権推進課
児童虐待防止対策	児童虐待の未然防止・早期発見、虐待を受けた児童に対するアフターケアなどの児童虐待防止等の対策を総合的に推進します。	こども家庭課 学校教育課

施策の方向(3) 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備

年齢や障害にかかわらず、あらゆる人が安心して、自分らしく暮らしていける共生社会の実現に向けた取組を進めます。

具体的施策	取組内容	担当課
地域包括ケアシステムの深化・推進	高齢者一人一人の状態やニーズに応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的・包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。 (重点項目 2 再掲)	高齢福祉課
生涯現役社会の実現に向けた取組	高齢者が要支援・要介護状態とならないようロコモティブシンドローム ^{※21} (運動器症候群)予防等、介護予防の取組をするとともに、就労、ボランティア活動や趣味、スポーツなどを通じ社会参加を促します。また、認知症の人やその家族の視点に立った支援を行います。	高齢福祉課 健康増進課 産業振興課 地域交流課 生涯学習振興課

障害のある人への支援	障害のある人が、希望する地域で自分らしく暮らせるよう、相談支援体制や生活を支援するサービス等の充実を図るとともに、障害のある人への理解促進を図り、住みよい地域づくりを進めます。	障害福祉課
------------	--	-------

施策の方向(4) 性の多様性に関する理解の促進

性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人の人権の尊重のため、正しい理解が深まるよう、啓発に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
性の多様性に関する理解の促進	性的指向や性自認を理由とした偏見や差別の解消を目指し、正しい知識や性の多様性に関する理解を深めるための啓発活動や教育の推進に努めます。	人権推進課 生涯学習振興課 学校教育課

計画の指標

指標	R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
地域包括支援センター ^{※22} における総合相談	928件	1,000件
認知症サポーター	5,751人	7,300人

※21 ロコモティブシンドローム:加齢に伴う骨、関節、筋肉等の運動器の機能低下により、介護が必要になったり、寝たきりになったりする可能性の高い状態のこと。

※22 地域包括支援センター:高齢者の諸問題に対して、包括的・継続的な支援を行う中核機関として設置され、介護ケアマネジメント、高齢者や家族に対する総合的な相談支援、権利擁護、虐待の早期発見・防止、地域のネットワークの構築などの業務を行う。

重点項目8 生涯を通じた男女の健康の支援

男女の性差に応じた健康について理解を深めつつ、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)^{※23}」の視点からも男女の健康を生涯にわたり包括的に支援していきます。

また、飲酒や性感染症など、心身の健康をおびやかす問題について、広報や啓発を行い、正しい理解を得るよう努めます。

現状と課題

- 男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たって、前提とも言えるものです。
- 女性については、妊娠・出産する可能性や、更年期障害、特有の疾病等もあり、近年の就業の増加など、健康の問題に関わる状況の変化に応じた対策も必要です。男性については、肥満者の割合や、喫煙・飲酒者の割合が高く、精神面で孤立しやすい、長時間労働のため仕事と生活の調和がとりにくいなどの状況があります。生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面することに留意し、思春期、妊娠、出産期など人生の段階に応じた健康の保持増進対策が必要です。
- 若年層の望まない妊娠や性感染症の予防などのため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点に立って、男女が共に性に関する知識を持ち、自ら判断できる能力を養うことも重要です。
- また、女性が安心して子どもを生み育てることができる環境の整備や支援の充実を図る必要があります。
- さらに、飲酒・喫煙やHIV／エイズ等の性感染症、薬物乱用など、心身の健康をおびやかす問題について、広報や啓発を行い、健康被害に関する正しい知識を提供するよう、努める必要があります。

※23 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)：リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成 6(1994)年の国際人口／開発会議で提唱され、翌年の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において重要課題として位置付けられ「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

施策の方向(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

各ライフステージにおける健康の課題などに応じて、一人一人が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康診査や健康教育を実施します。

具体的施策	取組内容	担当課
健康づくり・食育の推進	ライフステージに応じて、健康的な生活習慣の形成に向けた取組を、関係機関、団体と連携して推進します。	健康増進課
健康増進のためのスポーツの推進	男女の健康や体力の保持・増進を図るため、あらゆる年代に応じた参加しやすい生涯スポーツ活動の推進と情報提供に努めます。	地域交流課
生涯に渡る女性の健康支援	思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期など生涯を通じて適切な健康の保持増進ができるよう、妊娠・出産期等女性特有の時期や乳がん・子宮がん・骨粗しょう症等女性特有の健康課題に配慮しながら、健康相談や正しい知識の普及啓発、健康診査等女性の健康を支援する取組の充実に努めます。	健康増進課
こころの健康づくりの支援	こころの健康づくりを支援するため、啓発や相談を行います。	健康増進課

施策の方向(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

女性が安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するとともに、不妊治療対策等の充実に努めます。

具体的施策	取組内容	担当課
妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援	安心して安全に子どもを産むことができるよう、妊娠から出産、子育てまで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療サービスの提供等が受けられるよう、関係機関と連携して取り組みます。	こども家庭課
不妊治療等に対する支援	不妊治療、不育症 ^{※24} 治療に対する経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用を助成します。	健康増進課

※24 不育症:妊娠をしても、流産や死産をくりかえすことにより、結果的に子どもを授けられない状態のこと。

施策の方向(3) 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIV／エイズ等の性感染症についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、薬物乱用や飲酒・喫煙等の健康被害対策の強化を図ります。

具体的施策	取組内容	担当課
性感染症に関する知識の普及	各種広報媒体等を活用し、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	健康増進課
薬物、飲酒、喫煙等の健康被害の防止	広報・啓発活動や学習機会を通じ、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めます。また、飲酒・喫煙について、特に影響が大きい妊産婦や未成年者などを中心に、健康被害に関する正確な情報の提供を行います。	生活安全課 健康増進課
子どもへの健康被害の防止	子どもの発達の段階に応じ、不健康やせ、飲酒・喫煙、薬物の乱用などの健康問題や妊娠、性感染症などの性に関する正しい情報を提供するとともに、健康管理ができるよう、学校や地域における健康教育や性教育の充実に努めます。	健康増進課 学校教育課

計画の指標

指 標		R2(2020)～ R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
40歳以上の肥満者(BMIが25.0以上)の割合	男性	30.0%	15%以下
	女性	18.3%	15%以下
20歳・30歳代の女性のやせの人(BMIが18.5未満)の割合		25.9%	20%以下
がん検診受診率	子宮がん検診 (20～69歳女性)	35.5%* (20歳以上女性)	50%
	乳がん検診 (40～69歳女性)	40.2%* (40歳以上女性)	50%
特定健康診査受診率(40～74歳)		35.6%	60%
ストレスをうまく解消できていると思う人の割合		71.7%	80%
喫煙率	成人 男性	20.9%	15%
	成人 女性	7.1%	4%
	妊婦	0.6%	0%

※R2(2020)～R4(2022)年度現状値は、対象年齢及び抽出方法が目標値と異なるため、参考値

重点項目9 男女共同参画の視点に立った地域防災

男女におけるニーズや困難の違いなど、多様なニーズに配慮するため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、多様な主体の視点を取り入れた防災対策に取り組みます。また、消防職における男女共同参画を推進します。

現状と課題

- 防災分野では、東日本大震災などにおいて、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所運営等において男女のニーズの違いや安全に十分な配慮がされないなどの課題が生じました。
- 災害は、自然要因とそれを受け止める側の社会要因により、その被害の大きさが決まると考えられています。このことから、事前の備え、避難所運営、被災者支援等の防災・災害対策については、男女のニーズや困難の違い等、多様なニーズに配慮するため、防災や復興に関する意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、地域防災力の向上を図るため、地域における防災活動の場への女性の参画促進に取り組むなど、多様な視点を取り入れる必要があります。

施策の方向(1) 防災等の災害対策における男女共同参画の促進

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、多様な主体の視点を取り入れた防災対策に取り組みます。

具体的施策	取組内容	担当課
政策・方針決定過程への女性の参画促進	防災会議の委員等に女性を登用し、地域防災計画及びその推進に女性の意見を反映させるよう努めます。	防災危機管理課
自主防災組織の活動等への女性の参画の促進	防災に関する講座の実施等により、市民の防災意識の向上を図るとともに、男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について啓発し、自主防災組織や避難所運営等への女性の参加促進を図ります。	防災危機管理課 人権推進課
女性等に配慮した防災対策の推進	女性や乳幼児、障害者、高齢者などに配慮した避難所運営体制や災害用備蓄物資の整備を図ります。	防災危機管理課 地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 健康増進課
市の消防職における男女共同参画の推進	下松市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づき、女性消防職員の増加を促進するため、女性が働きやすい設備が整ったことを広く周知し、女性受験者の確保に努めます。	総務課 消防本部

計画の指標

指 標	現状値	目標値
防災会議における女性の割合	27.5% R5(2023)年度	増加させる R9(2027)年度
消防団員における女性の割合	5.0% R4(2022)年度	増加させる R9(2027)年度
消防職採用試験における女性の受験者数	1人 R4(2022)年度	毎年度3人以上 R6(2024)~ R8(2026)年度

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備

男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる分野にわたり、市全体として男女共同参画の推進に向けた取組が必要であることから、市長を本部長として各部局長等で構成する庁内組織である「下松市男女共同参画推進本部」において、庁内の連携強化を図り、達成状況を点検しながら、関連施策を総合的かつ効果的に実施します。

2 下松市男女共同参画推進審議会

幅広い意見を反映したプランを策定し、施策を推進するため、団体や事業所の代表者等で構成する「下松市男女共同参画推進審議会」を設置し、調査・審議を行います。

3 国・県等との連携、市民や事業者等との協働

本プランの効果的な推進のため、国、県、他市町との連携や協力を図ることで男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

また、市民、事業者、各種団体等と連携を図りながら施策を展開していきます。

女性活躍推進計画については、「下松市女性活躍推進協議会」と連携して施策を推進します。

4 指標一覧

基本目標 I 男女が共に活躍できる地域社会づくり			
重点項目	指標	現状値	R9(2027)年度 目標値
1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	審議会等委員の女性割合	28.6% R5(2023)年度	35%
	女性従業員の積極的な活用に取り組む事業所の割合	66.7% R4(2022)年度	75%
	男女の地位の平等感(政治・経済活動の中で、平等と感じる人の割合)	10.5% R4(2022)年度	増加させる
2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	わかば(子育て支援センター)の年間利用者数	10,580人 R4(2022)年度	15,000人
	母子モ(電子母子手帳アプリ)の登録者数	1,062人 R4(2022)年度	2,500人
	待機児童数(4月1日現在)	8人 R4(2022)年度	0人
	ファミリーサポートセンターの年間利用者数	1,788人 R4(2022)年度	2,000人
	放課後児童クラブ数	18クラブ R4(2022)年度	21クラブ
	男女の地位の平等感(就職の機会や職場において、平等と感じる人の割合)	19.2% R4(2022)年度	増加させる
	市内のやまぐち男女共同参画推進事業者	30件 R4(2022)年度	38件
	女性の労働力率 ※出典 国勢調査	47.4% R2(2020)年度	増加させる R7(2025)年度
3 地域における男女共同参画の推進	地域活動の中での男女の地位の平等感(平等と感じる人の割合)	34.8% R4(2022)年度	増加させる
	廃棄物減量等推進審議会における女性の割合	62.5% R4(2022)年度	現状維持する
	農業委員に占める女性割合	37.5% R5(2023)年度	増加させる
	下松市農政対策審議会委員に占める女性数	14.3% R5(2023)年度	35%

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革				
重点項目	指標		現状値	R9(2027)年度 目標値
4 男女共同参画の推進に向けた意識の醸成	男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)	法律や制度の面で	33.4% R4(2022)年度	増加させる
		社会通念・慣習・しきたり	11.9% R4(2022)年度	増加させる
		社会全体	15.2% R4(2022)年度	増加させる
		家庭生活の中において	29.4% R4(2022)年度	増加させる
	固定的な役割分担意識(「夫は仕事、妻は家庭」という考えに賛成する人の割合)		25.0% R4(2022)年度	減少させる
	下松市男性職員の2週間以上の育児休業取得率		19% R4(2022)年度	100% R8(2026)年度
	下松市男性職員の子の出生後1年までの1か月超の育児関連休暇等の取得率		-	100% R8(2026)年度
5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	学校教育の中での男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)		55.1% R4(2022)年度	増加させる
	出前講座受講者数		1,317人 R4(2022)年度	2,500人 R7(2025)年度
	出前講座市民講師数		32人・団体 R4(2022)年度	40人・団体 R7(2025)年度
	生涯学習機会の充実施策に関する満足度		13.6% H31(2019)年度	20.0% R7(2025)年度

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり				
重点項目	指標		R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
6 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶	実際にDVを受けても相談しなかった人の割合		50.0%	減少させる
	市役所をDV相談窓口と認知している人の割合		30.4%	100%
	夫婦間や親しいパートナーとの間で「平手でうつ」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合		82.5%	増加させる
	夫婦間や親しいパートナーとの間で「なぐるふりをして、おどす」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合		76.9%	増加させる
	夫婦間や親しいパートナーとの間で「嫌がっているのに性的な行為を強要する」ことが「どんな場合でも暴力にあたると思う人」の割合		93.9%	増加させる
7 みんなが安心して暮らせる社会づくり	地域包括支援センターにおける総合相談		928件	1,000件
	認知症サポーター		5,751人	7,300人

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり				
重点項目	指標		R2(2020)～ R4(2022)年度 現状値	R9(2027)年度 目標値
8 生涯を通じた男女の健康の支援	40歳以上の肥満者(BMIが25.0以上)の割合	男性	30.0%	15%以下
		女性	18.3%	15%以下
	20歳・30歳代の女性のやせの人(BMIが18.5未満)の割合		25.9%	20%以下
	がん検診受診率	子宮がん検診 (20～69歳女性)	35.5%* (20歳以上女性)	50%
		乳がん検診 (40～69歳女性)	40.2%* (40歳以上女性)	50%
	特定健康診査受診率(40～74歳)		35.6%	60%
	ストレスをうまく解消できていると思う人の割合		71.7%	80%
	喫煙率	成人男性	20.9%	15%
成人女性		7.1%	4%	
妊婦		0.6%	0%	
9 男女共同参画の視点に立った地域防災	防災会議における女性の割合		27.5% R5(2023)年度	増加させる
	消防団員における女性の割合		5.0% R4(2022)年度	増加させる
	消防職採用試験における女性の受験者数		1人 R4(2022)年度	毎年度3人以上 R6(2024)～ R8(2026)年度

※R2(2020)～R4(2022)年度現状値は、対象年齢及び抽出方法が目標値と異なるため、参考値

5 具体的施策所管課一覧

基本目標 I 男女が共に活躍できる地域社会づくり			
重点項目	施策の方向	具体的施策	担当課
1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	人権推進課
			関係各課 総務課
	(2)事業所、団体等における女性の活躍促進	事業所における女性の参画の促進 地域における女性の参画の促進	人権推進課
			産業振興課
	(3)女性の人材育成支援	女性の意欲向上に向けた啓発 女性の人材育成	人権推進課
			産業振興課
2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	(1)仕事と生活の調和に向けた啓発	社会的気運の醸成 事業所に対する普及啓発	人権推進課
			産業振興課
			人権推進課
	(2)多様な選択を可能とする子育てや介護の支援	多様な保育ニーズへの対応 子育て支援環境の充実 介護支援体制の充実	こども未来課
			生涯学習振興課
			こども未来課
			こども家庭課
	(3)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	雇用の場における機会均等、格差是正の啓発 職場における固定的性別役割分担意識の解消 ハラスメントのない職場の実現に向けた啓発	学校教育課
			高齢福祉課
			人権推進課
			産業振興課
			人権推進課
			産業振興課
	(4)多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援	女性の就労への支援 女性の創業支援	総務課
人権推進課			
3 地域における男女共同参画の推進	(1)地域活動における男女共同参画の推進	地域活動における男女共同参画の推進 環境保全分野に関わる女性の参画の促進 市民の地域活動への参画の促進	産業振興課
			環境推進課
			地域政策課
			生涯学習振興課
	(2)農山漁村における男女共同参画の促進	農林水産業における女性の参画の促進	関係各課
			農林水産課
			農業委員会
			産業振興課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革			
重点項目	施策の方向	具体的施策	担当課
4 男女共同参画の推進に向けた意識の醸成	(1)人権を尊重する市民意識の醸成	人権を尊重する意識の醸成	人権推進課
			生涯学習振興課
		学校教育課	
		総務課	
		人権推進課	
		生涯学習振興課	
	(2)男女共同参画に関する意識の啓発	男女共同参画意識の醸成	人権推進課
			生涯学習振興課
			総務課
	職員の男女共同参画意識の向上	人権推進課	
		人権推進課	
		生涯学習振興課	
(3)男性の男女共同参画の推進	関係機関等と連携した啓発及び人権相談の実施	人権推進課	
		人権推進課	
	男女共同参画意識の醸成	人権推進課	
		生涯学習振興課	
	意識調査の実施	人権推進課	
		人権推進課	
(1)男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進	多様な選択を可能にする教育・学習の推進	固定の役割分担意識の解消	人権推進課
		男性を対象とした講座の実施	健康増進課
		高齢福祉課	
		家庭生活への参画についての理解促進	人権推進課
		産業振興課	
(2)国際理解及び交流の推進	国際理解及び交流の推進	市における男性職員の育児参画の促進	総務課
		男女共同参画意識の醸成	人権推進課
		男女平等の視点に立った教育	学校教育課
		進路指導の充実	学校教育課
		国際規範・基準の浸透	人権推進課
国際感覚を備えた人材育成及び相互理解の促進	地域政策課		
教育総務課			
学校教育課			

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり			
重点項目	施策の方向	具体的施策	担当課
6 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶	(1)暴力を許さない基盤づくりの推進	あらゆる暴力を許さないための広報・啓発	人権推進課
			こども家庭課
			人権推進課
		DV 防止のための啓発の促進	生涯学習振興課
			学校教育課
			生活安全課
		メディア・リテラシーに関する啓発	生涯学習振興課
			学校教育課
			生涯学習振興課
	(2)相談・支援体制の充実	ハラスメントの防止対策の推進	総務課
			人権推進課
			産業振興課
		防犯対策の強化	学校教育課
			生活安全課
			人権推進課
相談窓口の周知	相談窓口の周知	関係各課	
		生活安全課	
		人権推進課	
	相談体制の充実	関係各課	
		市民課	
		生活安全課	
こども家庭課			

6 男女間等におけるあらゆる暴力の根絶	(3)被害者の自立に向けた支援	DV 被害者等の安全確保	人権推進課
			市民課
			こども未来課
			こども家庭課
			学校教育課
			選挙管理委員会事務局
	DV 被害者等の自立支援	関係各課	
		人権推進課	
		生活安全課	
		住宅建築課	
		こども未来課	
		こども家庭課	
		地域福祉課	
		高齢福祉課	
		障害福祉課	
		健康増進課	
		保険年金課	
		学校教育課	
子どもの安全確保	関係各課		
	人権推進課		
	こども家庭課		
	学校教育課		
7 みんなが安心して暮らせる社会づくり	(1)ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭への支援	こども家庭課
	(2)困難な問題を抱えた女性や子どもへの支援	困難な問題を抱えた女性への支援	人権推進課
		児童虐待防止対策	こども家庭課 学校教育課
	(3)高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備	地域包括ケアシステムの深化・推進	高齢福祉課
		生涯現役社会の実現に向けた取組	高齢福祉課
			健康増進課
			産業振興課
	地域交流課		
	生涯学習振興課		
	(4)性の多様性に関する理解の促進	障害のある人への支援	障害福祉課
性の多様性に関する理解の促進		人権推進課 生涯学習振興課 学校教育課	
8 生涯を通じた男女の健康の支援	(1)生涯を通じた健康づくりの推進	健康づくり・食育の推進	健康増進課
		健康増進のためのスポーツの推進	地域交流課
		生涯に渡る女性の健康支援	健康増進課
		こころの健康づくりの支援	健康増進課
	(2)妊娠・出産等に関する健康支援	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援	こども家庭課
		不妊治療等に対する支援	健康増進課
	(3)心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進	性感染症に関する知識の普及	健康増進課
		薬物、飲酒、喫煙等の健康被害の防止	生活安全課 健康増進課
子どもへの健康被害の防止		健康増進課 学校教育課	
9 男女共同参画の視点に立った地域防災	(1)防災等の災害対策における男女共同参画の促進	政策・方針決定過程への女性の参画促進	防災危機管理課
		自主防災組織の活動等への女性の参画の促進	防災危機管理課 人権推進課
		女性等に配慮した防災対策の推進	防災危機管理課
			地域福祉課
			高齢福祉課
			障害福祉課
		健康増進課	
		市の消防職における男女共同参画の推進	総務課 消防本部

男女共同参画社会基本法 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を

明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換そ

の他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者

は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正: 令和四年六月一七日法律第六八号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影

響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の

積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推

進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省

令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであ

って、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女

性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人をを超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資す

るよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三條 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)の

規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八條第三項の改正規定(「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律(附則第一條第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次条及び附則第六條の規定 公布の日

二 第二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検

討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて
所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す
る。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十
一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布
の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八
条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改
正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八
条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第
五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八
条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条
の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規
定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第
一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正
規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び
第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第
十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の
促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第
四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十
三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とある
のは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土
交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるの
は「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除
く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四
条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一
日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に
伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行
する。

一 第五百九条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年法律第三十一号)

最終改正:令和五年六月一四日法律第五三号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称す

る。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶

者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被

害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族

等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)と同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定に

よる命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。))は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
--------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定
公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正

規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第五百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

最終改正: 令和四年六月一七日法律第六八号

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)

第四章 雑則(第十六条—第二十二條)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百二十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶

者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する

基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心

身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める

更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一 時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他 適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定
公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、こ

れらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

第6次下松市男女共同参画プラン
ブライト21プラン

- 発行年月:令和6(2024)年3月
- 発行:下松市
- 編集:下松市健康福祉部人権推進課男女共同参画室
〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号
TEL: 0833-45-1825
FAX: 0833-41-1515
Mail: jinken@city.kudamatsu.lg.jp